

素案

牧之原市

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
牧之原市

目次

牧之原市第6期障がい福祉計画・牧之原市第2期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間	1
第2章 計画の成果目標	2
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	2
2 地域生活支援拠点等における機能の充実	2
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	3
4 相談支援体制の充実・強化等	5
5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築.....	5
6 障がい児支援の提供体制の整備.....	6
第3章 障がい福祉サービス等の実績と見込量	8
1 障がい福祉サービス.....	8
2 地域生活支援事業.....	2 1
3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	3 3
4 基盤整備	3 6
第4章 計画の推進に向けて	3 7
1 計画の進行管理と評価.....	3 7
2 計画の推進体制.....	3 7
資料編	
1 牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿	3 8
2 牧之原市障害者計画等策定委員会規則	3 9
3 障がい者福祉に関するアンケート調査結果（抜粋版）	4 0

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けられました。

本市では、平成30年3月に、障害者基本法に基づく「第3次牧之原市障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期牧之原市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本計画の将来像「みんなで支えあい自分らしく暮らせるまち」を目指して、計画的な事業の推進を行ってきました。

今回、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「第5期牧之原市障がい福祉計画」及び「第1期牧之原市障がい児福祉計画」が期間満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の基本指針や県の目標を踏まえて「第6期牧之原市障がい福祉計画」及び「第2期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく計画で、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標数値と必要なサービス見込量を定める計画です。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく計画で、「第6期牧之原市障がい福祉計画」と一体的に作成するものとします。

3 計画の期間

「第6期牧之原市障がい福祉計画」及び「第2期牧之原市障がい児福祉計画」は、令和3年度を初年度として令和5年度までの3年間を計画期間とします。令和5年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

計画	根拠法	内容	計画期間					
			30	1	2	3	4	5
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	・基本理念及び基本目標の設定 ・基本目標に対する市の取組策定	← 第3次 →					
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	・成果目標設定 (サービス提供体制確保の目標) ・活動指標設定 (サービス実施内容・必要見込量)	第5期			第6期		
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20		第1期			第2期		

第2章 計画の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

◇国の基本指針

項目	令和5年度目標
施設入所者の削減	令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減
施設入所者の地域移行	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	45人	令和2年3月31日時点の入所者
令和5年度末時点の入所者数(B)	44人	令和6年3月31日時点の入所者目標数
目標値 施設入所者の削減見込数 (削減率) (A-B)	1人 (2.2%)	第5期計画の実績、サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、令和5年度末までの施設入所者の削減見込数を1人(2.2%)とします。
目標値 地域生活への移行者数 (累計率)	3人 (6.7%)	サービス事業所を通じて実施した利用見込調査のニーズ及び国の指針を踏まえ、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を3人(6.7%)とします。

2 地域生活支援拠点等における機能の充実

◇国の基本指針

項目	令和5年度目標
地域生活支援拠点等の確保及び検証、検討	令和5年度末までに各市町または圏域に1つの拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	圏域市町との調整、連携を図り、令和5年度末までに面的整備を基本とした拠点整備を目指します。
運用状況検証の実施回数	年に1回以上	牧之原市障害者自立支援ネットワークを活用し、年に1回以上の検証、検討を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行等

◇国の基本指針

項 目	令和5年度目標
福祉施設から一般就労への移行	令和元年度実績の1.27倍以上が福祉施設から一般就労へ移行
就労移行支援を通じた一般就労移行【新規】	令和元年度実績の1.30倍以上が就労移行支援により一般就労へ移行
就労継続支援A型を通じた一般就労移行【新規】	令和元年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型により一般就労へ移行
就労継続支援B型を通じた一般就労移行【新規】	令和元年度実績の1.23倍以上が就労継続支援B型により一般就労へ移行
就労定着支援事業の利用者数【新規】	就労移行支援事業等の一般就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所の就労定着率【新規】	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

(1) 福祉施設から一般就労への移行

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	5人	令和元年度の年間一般就労移行者
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	0人	令和元年度の就労移行支援を通じた一般就労移行者
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	2人	令和元年度の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	3人	令和元年度の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者
目標値 令和5年度の年間一般就労移行者数	9人 (1.80倍)	第5期の実績及び国の指針を踏まえ、令和5年度の年間一般就労移行者数を9人(1.80倍)とします。
就労移行支援を通じた一般就労移行者数【新規】	1人	令和5年度に就労移行支援を通じた一般就労移行者数を1人とします。
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数【新規】	3人 (1.50倍)	令和5年度に就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を3人(1.50倍)とします。
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数【新規】	5人 (1.67倍)	令和5年度に就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を5人(1.67倍)とします。

(2) 就労定着支援事業の利用者数【新規】

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和5年度の一般就労移行移行者数	9人	令和5年度の年間一般就労移行者
目標値 令和5年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数	7人 (77.8%)	国の指針を踏まえ、令和5年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数を7人(77.8%)とします。

(3) 就労定着支援事業所の就労定着率【新規】

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
令和5年度末の市内就労定着支援事業所数	1事業所	令和5年度末の市内就労定着支援事業所数
目標値 令和5年度末の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	1事業所 (100%)	国の指針を踏まえ、令和5年度就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数を1事業所(100%)とします。

4 相談支援体制の充実・強化等【新規】

◇国の基本指針

項目	令和5年度目標
相談支援体制の充実・強化等	各市町村または圏域で相談支援体制の充実・強化等に向けた実施体制を確保

◇市の成果目標値と考え方

項目	内容	考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保	基幹相談支援センター設置	令和3年度に、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築【新規】

◇国の基本指針

項目	令和5年度目標
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築

◇市の成果目標値と考え方

項目	実施の有無	考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	令和5年度までに、県や市、基幹相談支援センター等が実施する研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組めます。

6 障がい児支援の提供体制の整備

◇国の基本指針

項 目	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに各市町村に1か所以上設置 (圏域での設置可)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに各市町村で利用できる体制整備
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに各市町村で1か所以上確保 (圏域での設置可)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに各市町村で1か所以上確保 (圏域での設置可)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに各市町村に協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(1) 児童発達支援センターの設置

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	既存事業所等で機能確保	令和5年度末までのセンター設置を目指し、関係機関との具体協議を継続します。設置までは、市関係部署と既存事業所が連携して、児童発達支援及び地域相談(保育所等訪問支援、計画相談支援)、療育相談を実施し、児童発達支援センター機能を面的に確保します。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

◇市の成果目標値と考え方

項 目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	設置済	市内の保育所等訪問支援事業所において、引き続き支援体制の充実を図ります。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済	市内の児童発達支援事業所において重症心身障害児への支援を行っています。引き続き支援体制の充実を図ります。

(4) 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所で機能確保	第2期計画期間については、重症心身障害児への支援機能が確保されている近隣市町の既存事業所においてサービスを提供していきます。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

◇市の成果目標値と考え方

項目	数値	考え方
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1か所	関係機関との設置準備に係る協議を含め、令和5年度までに協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターを配置します。



第3章 障がい福祉サービス等の実績と見込量

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」における障がい福祉サービス等の目標量について、利用実績と本市の障がいのある人が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ、見込量を設定します。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的にを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読含む)、移動時の援護その他外出に必要な援助を行います。

【実績】

(1月当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・ 行動援護	実利用者数 (人)	68	67	78
	延利用時間 (時間)	1,448	1,353	1,716

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問 介護・同行援護・ 行動援護	実利用者数 (人)	90	92	94
	延利用時間 (時間)	1,980	2,024	2,068

【見込量の考え方】

- ・ サービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年2人増とし、1人1月当たりの平均利用時間22時間により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市が給付を行っている訪問系サービスの事業所は7事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の促進に伴い、訪問系サービスの利用量の増加に対応できるよう、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 安定的にサービスが提供できるよう、事業所に研修情報を提供し、サービス内容の充実及び従事者の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	入所施設や病院を退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就職を目指す障がいのある人に対し、事業所における作業や企業における実習及び適性にあつた職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません)
就労定着支援	一般就労に移行した人の就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所により日常生活や社会生活を営む上での課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の必要な支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケアと常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイトなどに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護を行います。



【実績】

(1月当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	実利用者数(人)	85	83	85
	延利用日数(日)	1,796	1,732	1,870
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用者数(人)	0	2	3
	延利用日数(日)	0	42	66
就労移行支援	実利用者数(人)	0	1	1
	延利用日数(日)	0	21	22
就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	26	26	25
	延利用日数(日)	531	524	550
就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	154	158	159
	延利用日数(日)	2,666	2,834	3,021
就労定着支援	実利用者数(人)	—	0	1
療養介護	実利用者数(人)	8	9	8
短期入所(福祉型)	実利用者数(人)	17	14	10
	延利用日数(日)	74	57	40
短期入所(医療型)	実利用者数(人)	0	0	1
	延利用日数(日)	0	0	3

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数(人)	85	86	87
	延利用日数(日)	1,870	1,892	1,914
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用者数(人)	3	4	4
	延利用日数(日)	66	88	88
就労移行支援	実利用者数(人)	1	2	3
	延利用日数(日)	22	44	66
就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	25	26	27
	延利用日数(日)	550	572	594
就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	169	170	171
	延利用日数(日)	3,718	3,740	3,762
就労定着支援	実利用者数(人)	2	7	11
療養介護	実利用者数(人)	8	8	8
短期入所(福祉型)	実利用者数(人)	27	27	27
	延利用日数(日)	108	108	108
短期入所(医療型)	実利用者数(人)	1	2	2
	延利用日数(日)	3	6	6



【見込量の考え方】

- ・ 生活介護は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人1月当たり22日により計上します。
- ・ 自立生活訓練（機能訓練・生活訓練）は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は生活訓練3人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人1月当たり22日により計上します。
- ・ 就労移行支援は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人1月当たり22日により計上します。
- ・ 就労継続支援A型は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人1月当たり22日により計上します。
- ・ 就労継続支援B型は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人1月当たり22日により計上します。
- ・ 就労定着支援は、第5期及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年4人程度の増とし計上します。
- ・ 療養介護は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は8人を計上します。
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、福祉型の利用者数は27人を計上し、利用日数は1人1月当たり4日により計上します。医療型の利用者数は1人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人1月当たり3日により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 生活介護は、市が給付を行っている事業所は31事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。第5期計画で整備された医療的ケア・重症心身障がいにも対応した生活介護や共生型生活介護をできる限り利用者の希望に添った利用ができるよう、サービス提供事業所等との連携、調整を行います。
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労移行支援は、市が給付を行っている事業所は2事業所ですが、市内には事業所がなく、市外の事業所に通所している状況です。志太榛原圏域においても事業所の閉鎖によりサービス提供が厳しい現状ですが、引き続き、サービス提供が継続されるよう市外のサービス事業所と連携を図ります。

- ・ 就労継続支援 A 型は、市が給付を行っている事業所は 2 事業所で、うち 1 事業所が市内の事業所です。A 型から一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 就労継続支援 B 型は、市が給付を行っている事業所は 33 事業所で、うち 8 事業所が市内の事業所です。新規事業所の参入が予定されているため、各種事業所から利用者の特性や希望に添った利用ができるよう支援を行います。また、B 型からの一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 療養介護は、市が給付を行っている事業所は 4 事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労定着支援は、市が給付を行っている事業所は、市内 1 事業所です。一般就労移行者の就労定着が進むよう、サービス事業所と関係機関との連携を強化し支援を行います。
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）は、市が給付を行っている事業所は福祉型が 10 事業所、医療型が 1 事業所で、うち市内の事業所は福祉型が 1 事業所、医療型は近隣に事業所がない状況です。第 5 期計画で整備された介護保険事業所によるサービス提供の充実が図られるよう事業所との連携を強化するとともに、引き続き、サービス基盤の確保に努めます。

（3）居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。また、日中サービス支援型は、24 時間の支援体制を確保し、相談や家事などの日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。



【実績】

(1月当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	35	35	35
うち日中サービス支 援型	実利用者数(人)	0	0	3
施設入所支援	実利用者数(人)	46	45	45
自立生活援助	実利用者数(人)	0	1	2

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	42	43	44
うち日中サービス支 援型	実利用者数(人)	3	4	5
施設入所支援	実利用者数(人)	45	44	44
自立生活援助	実利用者数(人)	4	5	6

【見込量の考え方】

- ・ 共同生活援助は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人の増を計上します。
- ・ 施設入所支援は、成果目標に基づき、令和5年度末の利用者数を44人とします。
- ・ 自立生活援助は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から利用者数は毎年1人の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 共同生活援助は、市が給付を行っている事業所は17事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の受け皿として重要なサービスでもあります。新規事業所の参入が予定されていますが、地域生活への移行が適切に進むよう、サービス事業所や相談支援事業所等との連携を図ります。
- ・ 施設入所支援は、市が給付を行っている事業所は22事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。在宅で入所の順番待ちをしている状況ですが、待機者の現状を把握し、地域生活継続の可能性を検討するとともに、在宅サービス支援の充実に努めます。
- ・ 自立生活援助は、市が給付を行っている事業所は市外の1事業所です。引き続き、サービス提供が継続されるようサービス事業所と連携を図ります。

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより支援を行います。
地域移行支援	福祉施設に入所している人や精神科病院に入院している人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。

【実績】

(1月当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数(人)	333	329	332
地域移行支援	実利用者数(人)	1	2	2
地域定着支援	実利用者数(人)	5	4	3

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	332	342	352
地域移行支援	実利用者数(人)	2	2	3
地域定着支援	実利用者数(人)	4	4	5

【見込量の考え方】

- ・ 計画相談支援は、第5期計画の実績及び第6期計画のサービス利用者数から、毎年10人の増を計上します。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、第5期計画の実績及び第6期計画の福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行を見込み、地域移行支援は毎年2人程度、地域定着支援は毎年4人程度を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 計画相談支援は、主に市内4事業所で実施しています。引き続き、相談支援専門員の質の向上、情報共有に努めます。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、市内1事業所で実施しています。福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行が進むよう、サービス提供体制の確保に努めます。

（５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【活動指標として新規】

① 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用 （年当たり）

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援	実利用者数 （人）	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	実利用者数 （人）	4	4	4
精神障害者の共同生活援助	実利用者数 （人）	9	9	10
精神障害者の自立生活援助	実利用者数 （人）	3	3	3

【見込量の考え方】

- 第5期計画の実績から第6期計画の精神科病院からの退院による地域移行を見込み、精神障害者の相談及び居住系サービスの見込を、地域移行支援は毎年2人、地域定着支援は毎年4人、共同生活援助は毎年9人、自立生活援助は毎年3人として計上します。

【確保のための方策】

- 相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関等の関係機関との連携を強化し、サービス提供体制を確保します。

② 保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の設置 （年当たり）

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	開催回数 （回）	3	3	3
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数 （回）	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	参加人数 （人）	20人	20人	20人

【見込量の考え方】

- 協議の場の開催回数は年3回、協議の場における評価の実施回数は年1回、協議の場への参加者は20人とし、必要に応じて柔軟に対応します。

【確保のための方策】

- 障害者自立支援ネットワーク「地域移行・地域定着支援部会」の推進を図り、精神障がいのある人が地域で自分らしく暮らせる体制整備を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】※基幹相談支援センター事業

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有

【確保のための方策】

- 令和3年度に、基幹相談支援センターを2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、総合的、専門的な相談支援や地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。
- 相談支援事業者への専門的な指導・助言件数、人材育成のための支援件数等の具体的な実施については、今後2市2町と実施事業所の協議の場で検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】

① 障害福祉サービス等に係る研修 (年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援従事者初任者研修	参加人数 (人)	2	2	2
障害支援区分認定調査員研修	参加人数 (人)	2	2	2

【見込量の考え方】

- 研修会への参加人数は、毎年2人を計上します。

【確保のための方策】

- 県や市、基幹相談支援センター等が実施する研修会への市職員の参加を促進します。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果分析・共有等 (年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査結果の分析・結果共有の体制構築	体制の有無	有	有	有
審査結果を事業所等との共有する場の開催	開催回数 (回)	1	1	1

【見込量の考え方】

- 事業所との共有の場を毎年1回設置します。

【確保のための方策】

- 障害者自立支援審査支払等システムにより審査結果を分析し、その結果を事業所と共有します。

(8) 発達障害者等の支援【新規】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人)	36	36	36
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	16	17	18

【見込量の考え方】

- ・ ペアレントプログラムの受講者は、毎年36人を計上します。
- ・ ペアレントメンターの人数は、令和5年度に1人を計上します。
- ・ ピアサポートの活動への参加人数は、障害者団体連絡会に所属する関係団体のピアサポート活動として、毎年1人の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 現在、市ではペアレントプログラムを開催しています。引き続き、保護者が子どもの特性に応じた関わり方を学び、子育てを楽しめるための支援を継続するとともに、ペアレントトレーニングやペアレントメンターの体制整備について検討を行います。
- ・ 既存のピアサポート活動を行う団体や市の関係機関が連携し、発達障がい児への支援体制を検討していきます。

<用語説明>

ペアレントトレーニング：保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座

ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム

ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者

ピアサポート活動：同じような立場、課題に直面する人同士が互いに支え合う支援活動

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有

【見込量】

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 障がいのある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を進めていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画は0予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 精神障がい者の家族会、身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強会やピアサポート活動に対し、支援を継続していきます。

③ 相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。

<基幹相談支援センター>

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言などを行います。

<住宅入居等支援事業>

保証人がいない等の理由により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行い地域生活を支援します。

【実績】

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画に引き続き事業を実施するとともに、令和3年度から基幹相談支援センター事業を実施します。
- ・ 住宅入居等支援事業は、これまでも一般相談として実施してきましたが、地域生活への移行が進むよう、事業に位置付けて実施します。

【確保のための方策】

- ・ 障害者相談支援事業は、市内の3法人に委託し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応しています。相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、市と相談支援事業所との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターは、令和3年度に2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 住宅入居等支援事業は、入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行うなど、宅地建物取引業協会等との連携を図り、地域生活を支援します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携し、制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人)	1	1	1

【見込量】

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人)	4	4	5

【見込量の考え方】

- ・ 制度を必要とする人の増加が見込まれることから、毎年4人程度を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携して制度の利用促進を進めます。
- ・ 広く市民に制度の周知を図るとともに、市と相談支援事業所が連携して制度を必要とする人への利用支援に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の成年後見制度の活用を促進するため、法人後見の適正な活動支援や市民後見人の育成に取り組めます。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 法人後見については、令和元年度から牧之原市社会福祉協議会が実施しています。
- ・ 市民後見については、令和2年度より「市民後見人養成講座」を開催し、後見人として活動できる人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 第5期計画に引き続き、法人後見及び市民後見支援に係る事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 市民後見人の活用を含む法人後見の業務の充実が図られるよう、成年後見サポートセンターと連携して法人後見の適正な実施を支援します。
- ・ 市民後見は、市民後見推進部会において人材の育成や支援体制について協議し、地域で活動する後見人確保のための体制づくりを支援します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。また、合理的配慮の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	71	54	40
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	6	3	3

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	50	55	60
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	6	8	10

【見込量の考え方】

- ・ 市のイベントや講演会、企業の研修会等への派遣を見込み、今後は手話通訳者の派遣件数を毎年5件の増、要約筆記者の派遣件数を毎年2件の増とします。

【確保のための方策】

- ・ 庁舎内を始め、障害者自立支援ネットワークに参加している企業、商工会等へ制度周知を行い、イベントや講演会、研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
- ・ 近隣市町の手話通訳者や要約筆記者にも協力を依頼し、申請者の希望に応じた派遣が行えるように体制を整えます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	7	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	10	4	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	5	3	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	26	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,098	1,079	1,193
住宅改修費	支給件数 (件)	2	3	5
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	0	0	2

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,203	1,213	1,223
住宅改修費	支給件数 (件)	5	5	5
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画の実績から、特に排せつ管理支援用具については今後も増加を見込み、毎年10件の増を計上します。その他の用具については、ほぼ横ばいで計上します。

【確保のための方策】

- ・ 利用者の申請により、在宅で生活するために必要な日常生活用具を給付しています。県のガイドラインに沿った用具等を給付・貸与し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援を行います。



⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	6	6	6
	実利用者数 (人)	53	48	45
	延利用時間 (時間)	755	724	493

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	6	6	6
	実利用者数 (人)	50	51	52
	延利用時間 (時間)	740	765	780

【見込量の考え方】

- 第5期計画の実績から、利用者数は毎年1人の増、利用時間数は1人平均利用時間15時間により計上します。

【確保のための方策】

- 市が委託している事業所は6事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。障がいがある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス提供を行います。

⑨ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	平均利用者数(人)	16.7	19	16.5

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	平均利用者数(人)	17	18	19

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画の実績から、年間の1日当たりの平均利用者数を17人と見込み、毎年1人の増とします。

【確保のための方策】

- ・ 市内で実施する「地域活動支援センターⅡ型」は1か所で、主に精神障がいのある人を対象とした創作的活動、社会参加の促進の場となっています。引き続き、事業を実施するとともに、障がいのある人の社会参加や活動の場などのニーズを把握し、事業拡大を視野に入れた検討を行います。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	5	4	5
	延利用回数 (回)	199	193	200

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数 (箇所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	5	5	5
	延利用回数 (回)	200	200	200

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画の実績から、利用者数は5人とし、延利用回数は1人平均年40回として計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市内の2事業所に委託をしています。今後もサービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。



② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	10	10	9
	延利用者数 (人)	113	108	60

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	9	9	9
	延利用者数 (人)	93	93	93

【見込量の考え方】

- ・ 第5期計画の実績から、年間の延利用者数は、93人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市が委託している事業所は9事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイトに欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【実績】

(1月当たり)

項目		実績		見込
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実利用者数(人)	21	30	27
	延利用日数(日)	169	230	351
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	66	67	76
	延利用日数(日)	902	845	988
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用日数(日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数(人)	91	98	101

【見込量】

(1月当たり)

項目		見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数(人)	31	31	31
	延利用日数(日)	403	403	403
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	10	10	10
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	82	84	86
	延利用日数(日)	1,066	1,095	1,121
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用日数(日)	5	5	5
障害児相談支援	実利用者数(人)	107	112	119
医療的ケア児コーディネーターの配置	実人数(人)	2	3	3

【見込量の考え方】

- ・ 児童発達支援は、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は31人とし、利用日数は1人1月当たり13日により計上します。
- ・ 医療型児童発達支援は、利用者数1人とし、利用日数は1人1月当たり10日により計上します。
- ・ 放課後等デイサービスは、第5期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年2人程度の増とし、利用日数は1人1月当たり13日により計上します。
- ・ 保育所等訪問支援は、利用者数1人とし、利用日数は1人1月当たり10日により計上します。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、利用者数1人とし、利用日数は1人1月当たり5日により計上します。
- ・ 障害児相談支援は、第5期計画の実績及び第6期計画のサービス利用者数から、毎年5人程度の増を計上します。

- ・ 医療的ケア児コーディネーターは、市内の相談支援事業所に配置している人数として、毎年2人程度を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 児童発達支援は、市内の1事業所がサービス提供を行っています。今後もサービス事業所、市のこどもセンターと連携し、支援の充実を図ります。また、新規事業所の参入が予定されているため、利用者の特性や希望に添った利用ができるよう支援を行います
- ・ 現在、市内に医療型児童発達支援事業所はありませんが、児童発達支援事業所で医療的ケアが必要な子どもの支援を提供することでサービスの補完をしています。引き続き、サービス事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 放課後等デイサービスは、市が給付を行っている事業所は17事業所で、うち5事業所が市内の事業所です。利用者の増及びニーズにより、新規事業所の参入が予定されていますが、各種事業所から利用者の特性や希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス事業所と連携を図り、支援の質の向上を求めています。
- ・ 保育所等訪問支援は、平成30年度に市内1事業所でサービス提供ができるようになりましたが、これまで利用がないのが現状です。保育所等においても利用者が早期に適切な療育が受けられるよう、サービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、サービス提供が可能な市外の事業所と連携を図ります。
- ・ 障害児相談支援は、市が給付を行っている事業所は主に2事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。事業所が不足しているため、保護者にセルフプラン作成をお願いしている状況ですが、第2期計画期間中に徐々にセルフプランから事業所プランへの移行を目指します。新規事業所の参入が予定されていますが、引き続き、計画相談の確保に努めます。
- ・ 医療的ケア児コーディネーター養成研修への受講を促進するとともに、医療的ケア児支援のための協議の場への参画、医療的ケア児支援のための地域づくりの推進を目指します。



4 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

第6期計画で必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量を見込み、今後不足するサービス量に対して整備すべき基盤計画です。整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービス量については、障害保健福祉圏域[※]や県単位で考えていく必要があります。

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護	医療的ケア無						
	医療的ケア有						
自立訓練（機能訓練）							
自立訓練（生活訓練）							
就労移行支援							
就労継続支援（A型）							
就労継続支援（B型）		1	10				
就労定着支援							
療養介護							
短期入所						1	3
自立生活援助							
共同生活援助							
共同生活援助 （日中サービス支援型）		1	20				
施設入所支援							
児童発達支援		1	6				
児童発達支援（医療型）							
放課後等デイサービス		2	20				
保育所等訪問支援							

※ 静岡県中部健康福祉センターで管轄している市町です。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。計画の目標達成のため、保健・医療・福祉・教育・就労等の障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所等で構成された「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」において定期的に牧之原市の取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、適切な進捗管理を行っていきます。Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価・検証）・Action（改善）の一連の流れにより計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

2 計画の推進体制

（1）専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくため、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者等と相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、当事者と行政が連携して各種障がい者施策を推進していく体制づくりに努めます。

（2）圏域での連携

本計画を推進するためには、国や県、また近隣市町との連携が必要となります。「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」で決定した事項について、幅広い意見交換を図るとともに、圏域でのサービス提供や施設整備についての調整を図っていきます。

資料編

資料編

1 牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
榛原医師会会長	石 井 英 正	
榛原総合病院副看護部長	大 井 陽 江	
牧之原市身体障害者福祉会会長	森 田 フサヨ	
牧之原市手をつなぐ育成会会長	石 井 いづみ	
特定非営利活動法人 精神保健福祉みどり会理事長	小 俣 溶 子	
榛南視覚障害者協会会長	蓮 池 悟 志	
聴覚障がい者代表	松 浦 里枝子	
(福) 牧之原市社会福祉協議会会長	水 野 隆	
(福) 一羊会理事長	栗 林 均	会長
(福) 牧ノ原やまばと学園理事長	長 澤 道 子	
特定非営利活動法人こころ理事長	菅 原 小夜子	
牧之原市小中学校校長会代表	大 石 友 巳	
障害者就業・生活支援センターぼらんち	夏 目 芳 行	
牧之原市商工会会長	本 杉 芳 郎	
静岡県立吉田特別支援学校校長	赤 澤 智 子	
島田公共職業安定所榛原出張所 就職促進指導官	鈴 木 大 介	
牧之原市民生委員児童委員協議会会長	杉 本 正	副会長
牧之原市ボランティア連絡会会長	鈴 木 一 行	
牧之原市人権擁護委員代表	久保田 千江子	
市民公募	戸 塚 佳代子	

2 牧之原市障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、牧之原市付属機関設置条例（平成27年牧之原市条例第4号）第3条の規定に基づき、牧之原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、牧之原市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定を推進するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、牧之原市付属機関設置条例第2条の規定により設置された牧之原市障害者自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の委員及び市民公募による委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定された日までとする。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、ネットワーク会長の職にある者をもって充て、副委員長は、ネットワーク副会長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会及びワーキンググループ)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行わせるため、部会及びワーキンググループを置くことができる。

2 部会並びにワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 障がい者福祉に関するアンケート調査結果（抜粋版）

I 調査概要

1 調査目的

平成30年3月に策定した「牧之原市第3次障がい者計画」の中間評価及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定にあたり、市民の意見を今後3年間の計画に反映させるため、本調査を実施しました。

2 調査内容

障がい者手帳所持者	一般市民
1 あなた自身のことについて	1 あなた自身のことについて
2 あなたの障がいの状態などについて	2 福祉への関心について
3 あなたの健康状態などについて	3 障がい者福祉活動全般について
4 あなたの生活状況について	4 災害時のことについて
5 あなたの就労・就学状況などについて	5 障がいのある方の福祉施策について
6 相談ごとや情報の入手について	
7 あなたの外出の状況について	
8 あなたの地域とのかかわりについて	
9 地震や台風などの災害時のことについて	
10 障がいのある方の福祉施策について	
11 介助者の方について	

3 調査設計

(1) 調査対象

《障がい者手帳所持者》

市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者：1,000人

《一般市民》

市内在住の18歳以上の男女（住民基本台帳から無作為抽出）：500人

(2) 調査期間 令和2年7月31日～8月17日

(3) 有効回収数

調査票種別	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者手帳所持者	1,000人	534票	53.4%
一般市民	500人	205票	41.0%
合計	1,500人	739票	49.2%

4 報告結果を見る際の注意事項

- ・ 図表中の「n」は、回答総数 (Number) を示しています。
- ・ すべての集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率を合計しても、100%にならない場合があります。
- ・ 回答比率 (%) は、その設問の回答者数を基数 (n) として算出しました。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える場合があります。
- ・ 一部の設問や選択肢は、スペースの都合上省略しています。
- ・ 以下の通り区分しているため、複数の手帳所持者の回答はそれぞれに重複して含まれます。

身体障がい = 身体障害者手帳の等級について回答した方

知的障がい = 療育手帳の程度について回答した方

精神障がい = 精神障害者保健福祉手帳の等級について回答した方

II 回答者の属性

※上段：回答者数（人）、下段：構成比（％）

(1) 手帳所持者アンケート

①性別

全体	男性	女性	無回答
534	289	233	12
100.0	54.1	43.6	2.2

②居住地区

全体	相良	榛原	無回答
534	252	262	20
100.0	47.2	49.1	3.7

③年代

全体	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
534	5	24	26	37	37	44	103	130	92	36
100.0	0.9	4.5	4.9	6.9	6.9	8.2	19.3	24.3	17.2	6.7

④家族構成（※自宅で生活している人のみ）

全体	ひとり暮らし	夫婦のみ	親子二世帯	親子孫三世帯	兄弟・姉妹	その他	無回答
477	38	95	215	97	8	13	11
100.0	8.0	19.9	45.1	20.3	1.7	2.7	2.3

⑤手帳種別（複数回答）

全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	無回答
534	427	120	83	12
100.0	80.0	22.5	15.5	2.2

⑤-1 身体障害者手帳：等級

全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級
427	159	81	62	70	25	30
100.0	37.2	19.0	14.5	16.4	5.9	7.0

⑤-2 療育手帳：程度

全体	A	B
120	62	58
100.0	51.7	48.3

⑤-3 精神障害者保健福祉手帳：等級

全体	1級	2級	3級
83	27	34	22
100.0	32.5	41.0	26.5

(2) 一般市民アンケート

①性別

全体	男性	女性	無回答
205	85	119	1
100.0	41.5	58.0	0.5

②居住地区

全体	相良	榛原	無回答
205	104	99	2
100.0	50.7	48.3	1.0

③年代

全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
205	5	17	14	35	29	49	55	1
100.0	2.4	8.3	6.8	17.1	14.1	23.9	26.8	0.5

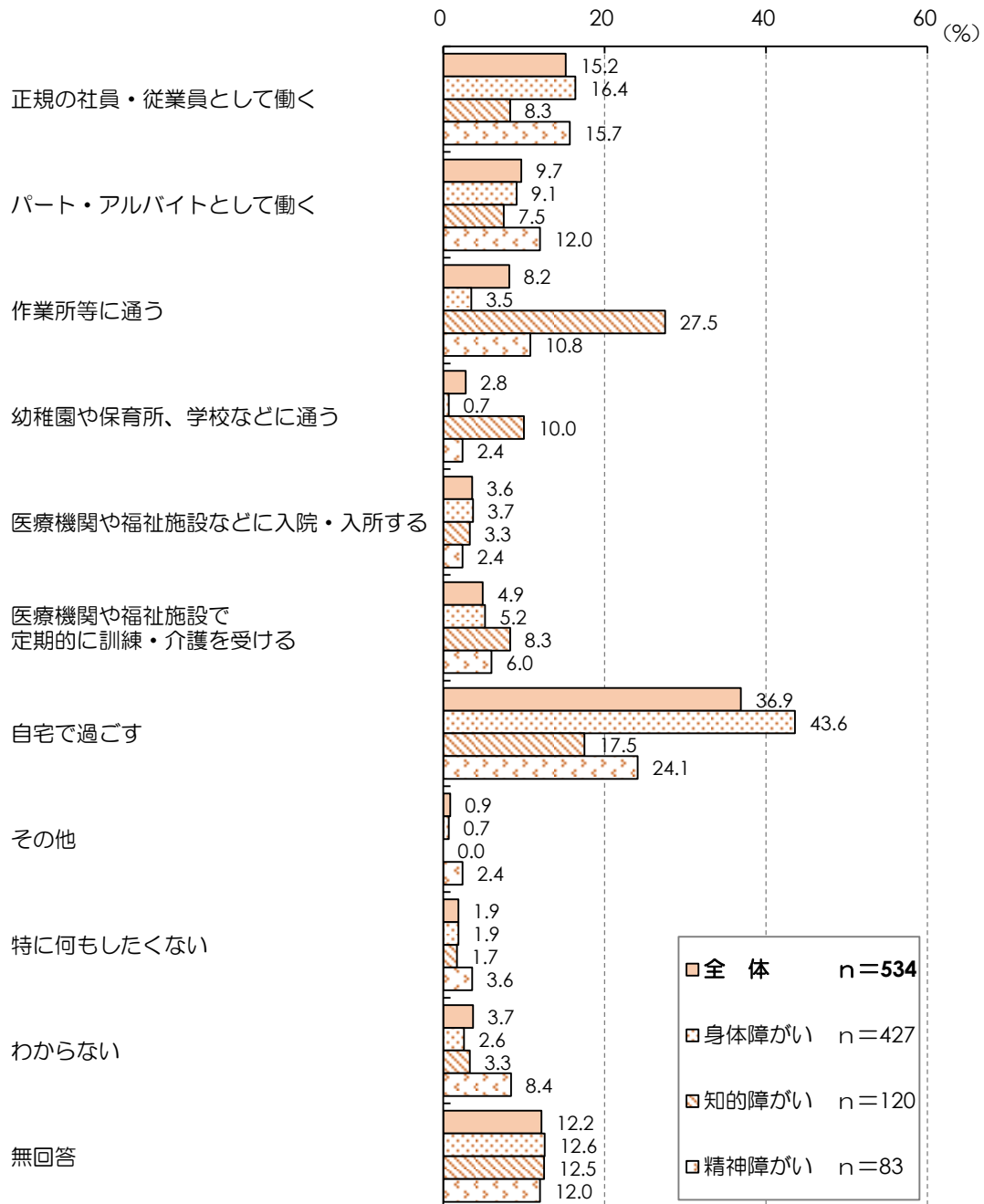
④障がいのある人との同居の有無

全体	いる	いない	無回答
205	44	161	0
100.0	21.5	78.5	0.0

Ⅲ 調査結果の概要（抜粋）

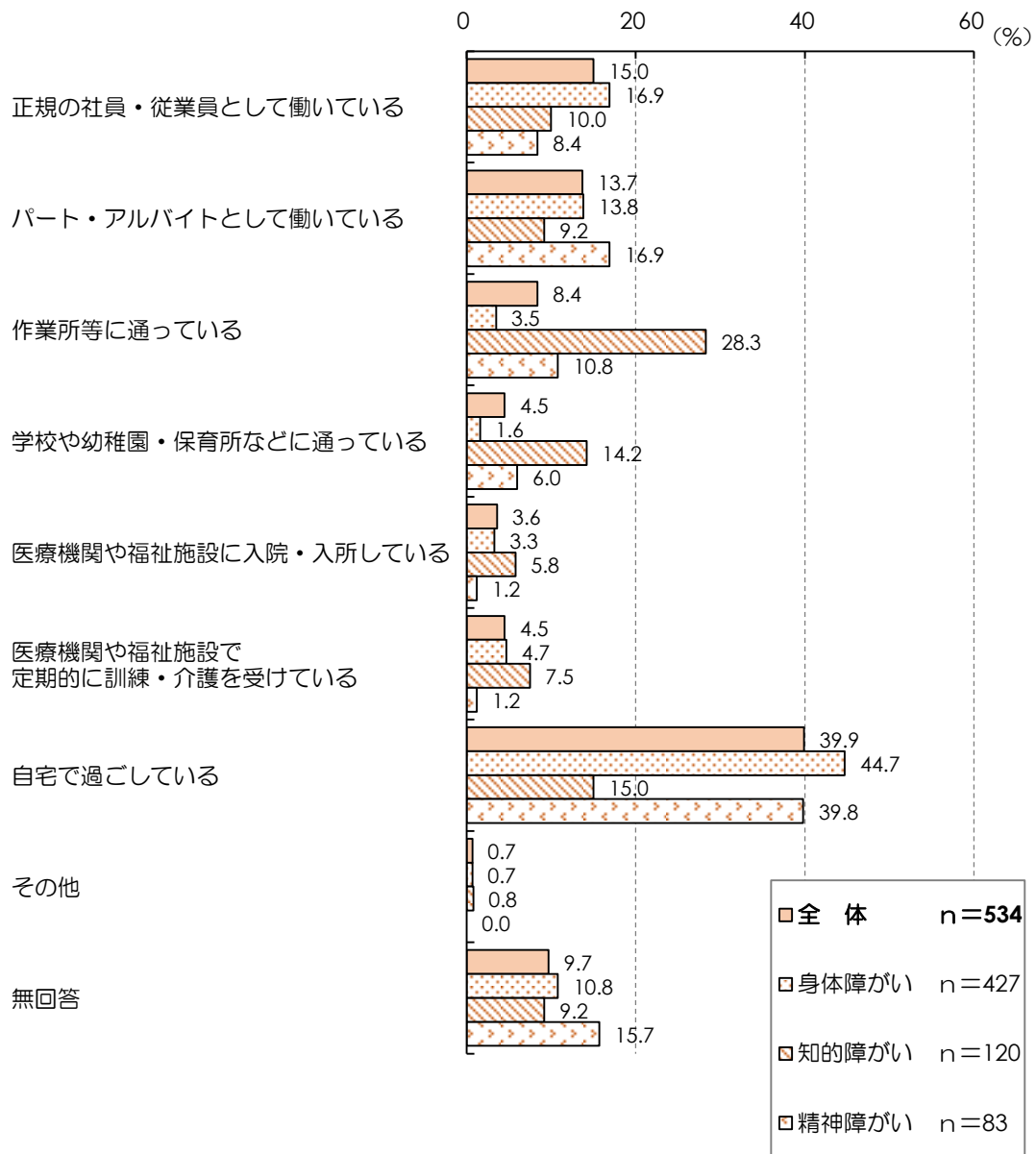
（１）就労・就学状況について

① 平日の日中の過ごし方（今後の希望）



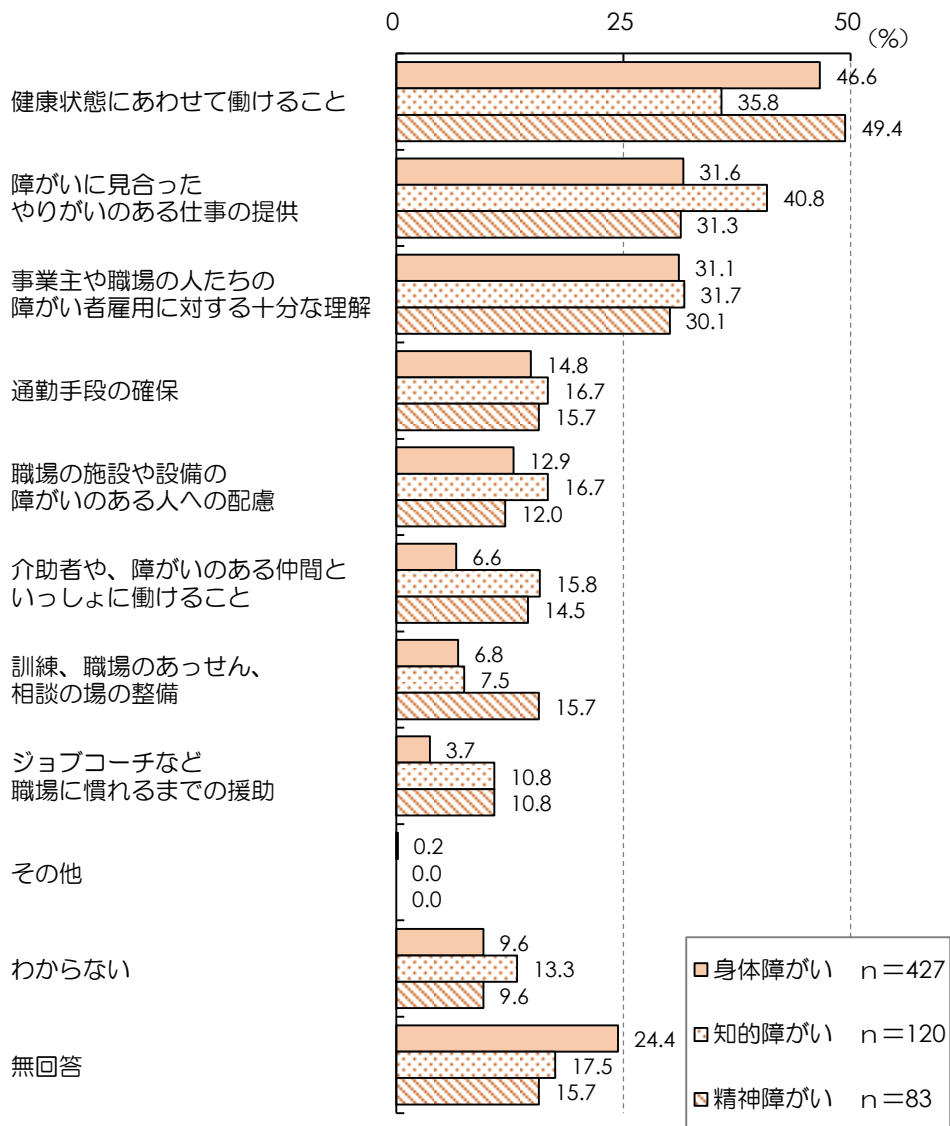
今後の平日の日中の過ごし方の希望は、障がい種別で見ると、身体障がいのある人において「自宅で過ごす」が43.6%と多くなっています。知的障がいのある人においては「作業所等（就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行）に通う」「幼稚園や保育所、学校などに通う」が多くなっています。

【参考】平日の日中の過ごし方（現在）



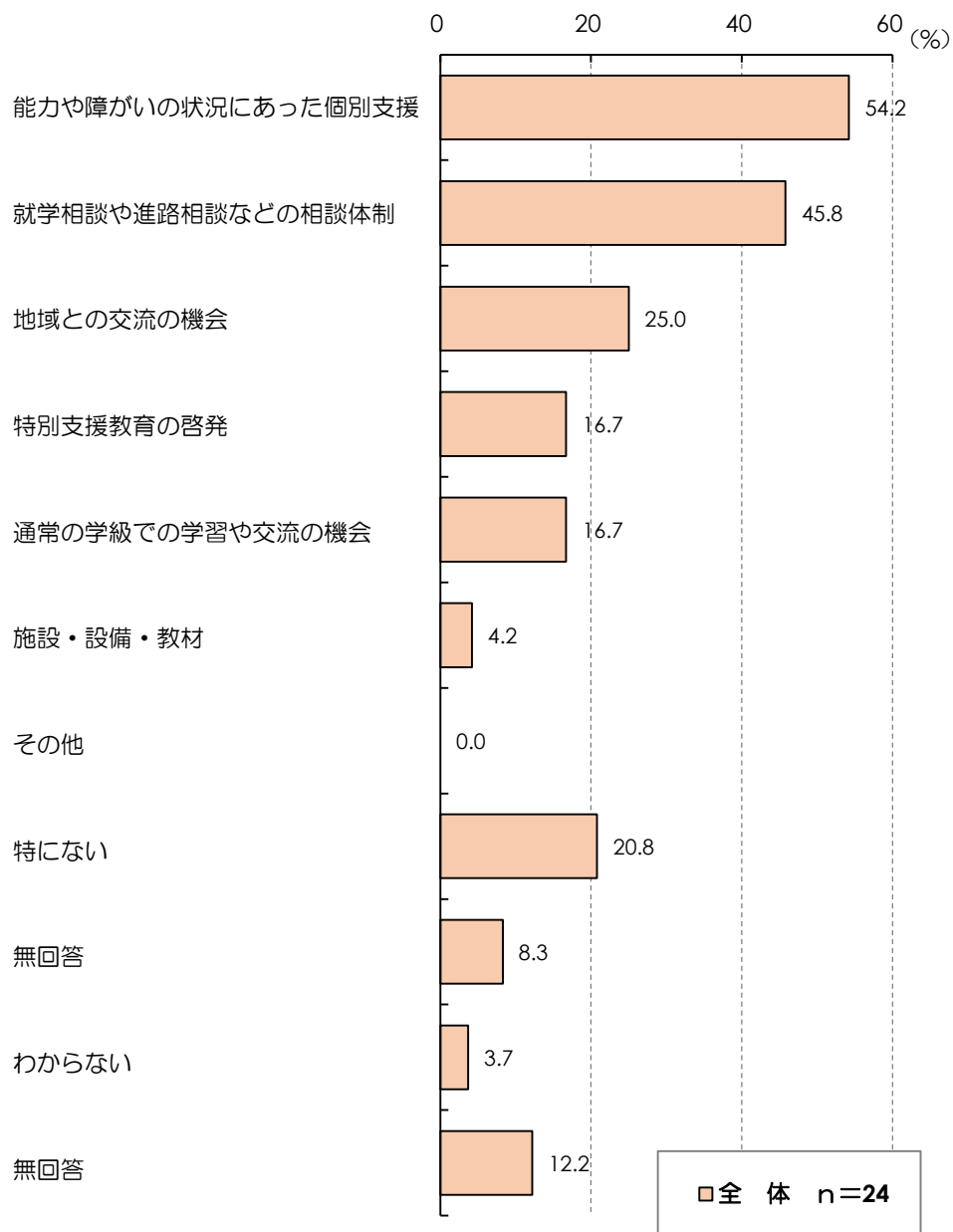
「現在の平日の日中の過ごし方」と「今後の日中の過ごし方」の希望を比べると、精神障がいのある人において「自宅で過ごす」が24.1%と、現在（39.8%）に比べて15.7ポイント低く、「正規の社員・従業員として働く（自営業を含む）」が15.7%と、現在（8.4%）に比べて7.3ポイント高くなっています。地域での自立した生活を送り、正規での社員・従業員としての就労を望む人が多いことがうかがえます。

② 障がいのある方が働くために大切だと思うこと



障がいのある方が働くために大切だと思うことは、身体障がい・精神障がいのある人において「健康状態にあわせて働けること」が最も多く、知的障がいのある人においては「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」が40.8%と最も多くなっています。

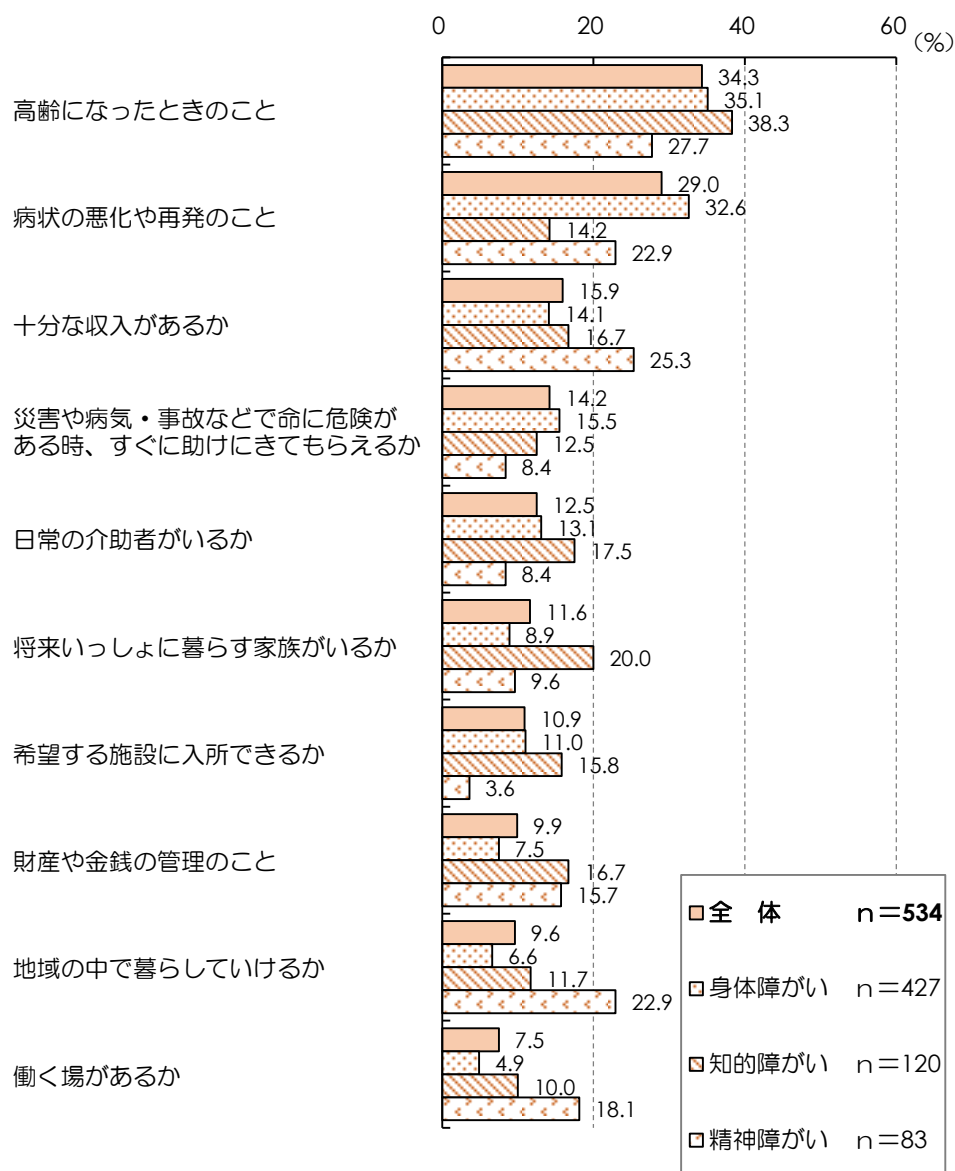
③ (就学している人のみ) 通園・通学先に充実を望むこと



就学している人の通園・通学先の充実を望むことでは、「能力や障がいの状況にあった個別支援」が54.2%と半数を超えて高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制」が45.8%、「地域との交流の機会」が25.0%などとなっています。

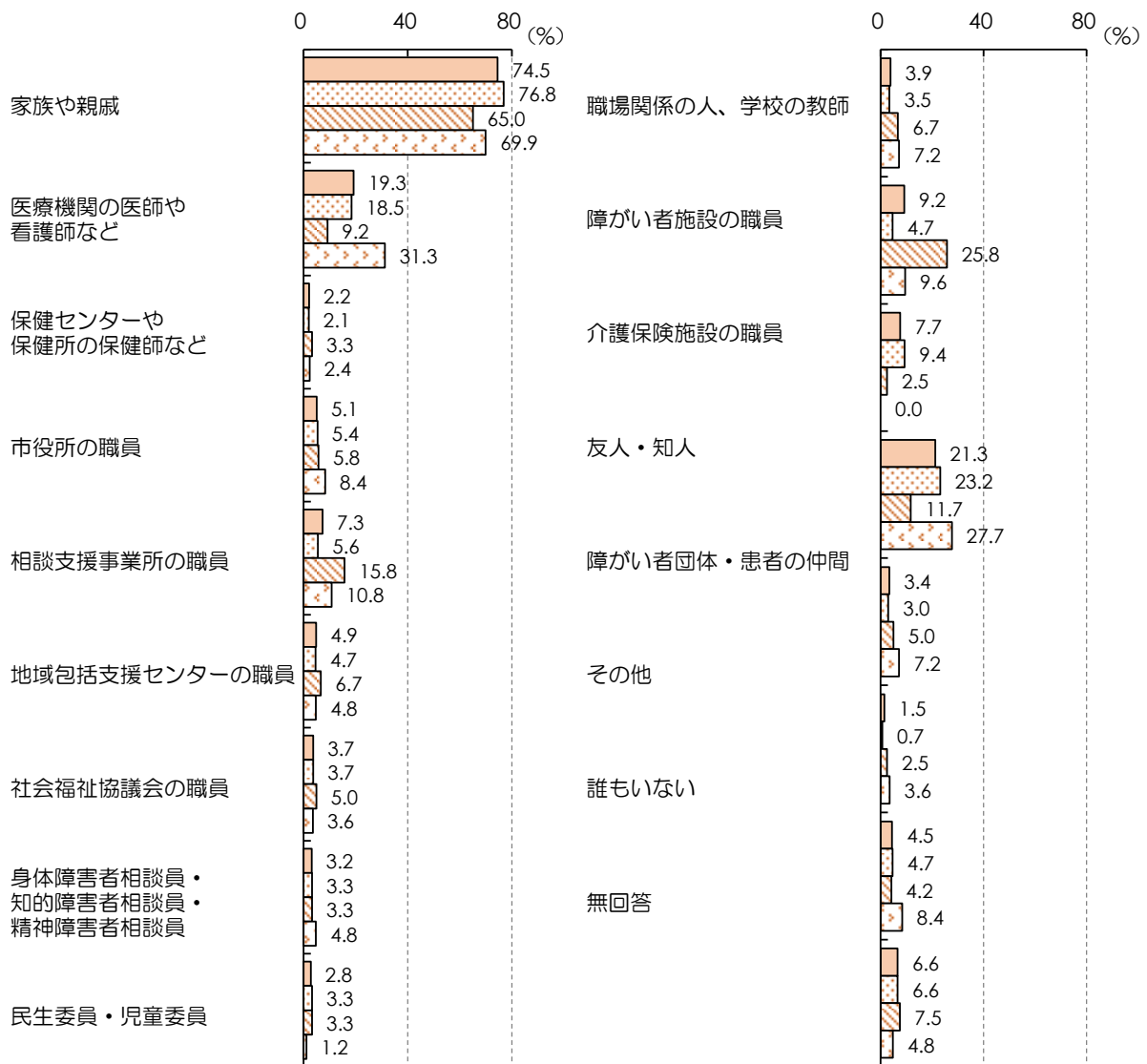
(2) 相談ごとや情報の入手について

① 将来のことで不安に感じていること（上位の項目のみ抜粋）



将来のことで、特に不安に感じていることは、身体障がいのある人において「病状の悪化や再発のこと」が32.6%と多くなっています。知的障がいのある人においては「将来いっしょに暮らす家族がいるか」が20.0%と多くなっています。精神障がいのある人においては「十分な収入があるか」「地域の中で暮らしていけるか」などが多くなっています。

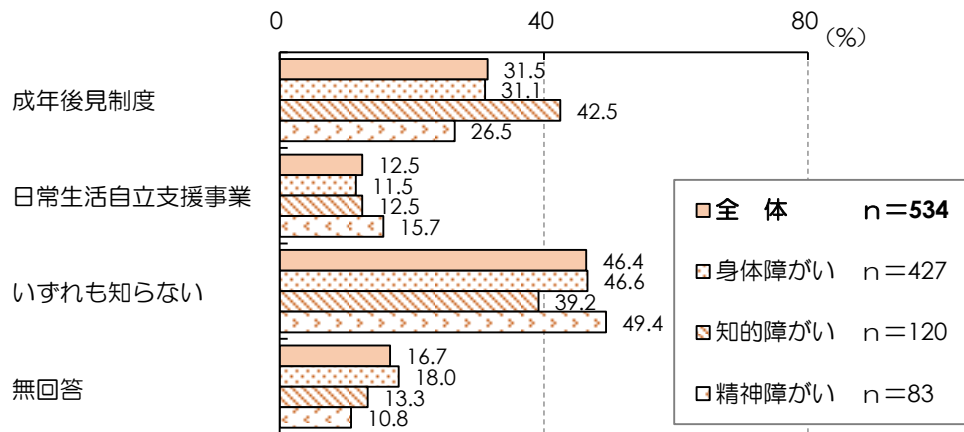
② 悩みごとや心配ごとの相談先



□全体 n=534 □身体障がい n=427 □知的障がい n=120 □精神障がい n=83

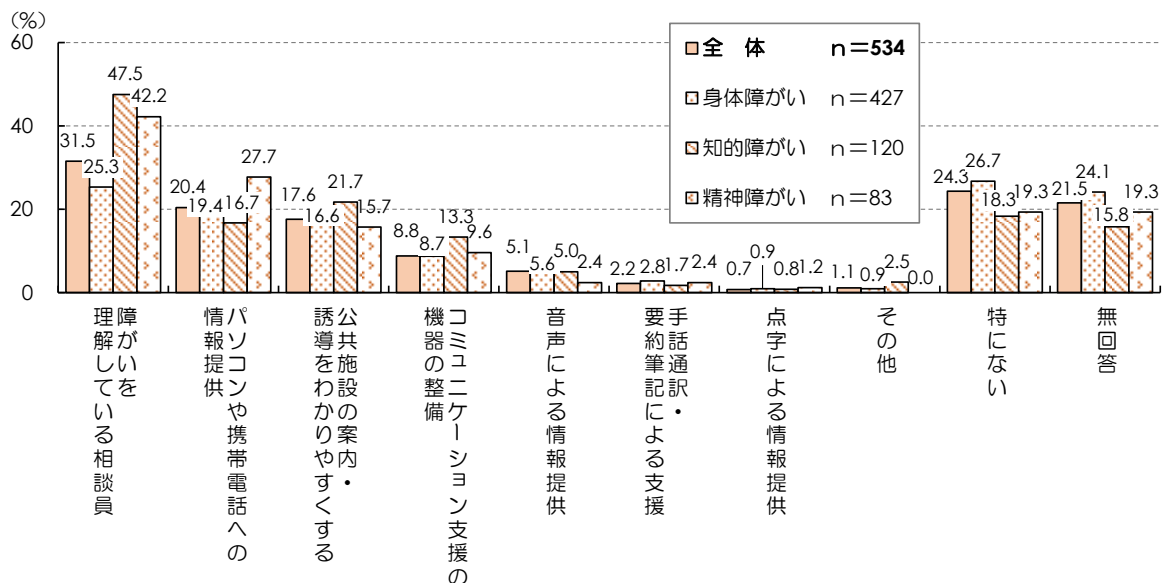
悩みごとや心配ごとを相談できる人は、知的障がいのある人において「障がい者施設の職員（作業所・グループホーム・ホームヘルパー等）」が25.8%と多くなっています。精神障がいのある人においては「医療機関の医師や看護師など」が31.3%と多くなっています。3障がいともに、「家族や親せき」が最も多くなっており、相談支援事業所や市役所への相談は多くないことがうかがえます。

③ 権利擁護の制度や事業についての認知度



権利擁護の制度や事業についての認知度は、知的障がいのある人において「成年後見制度」が42.5%と、4割以上を占めて多くなっています。一方、身体障がい・精神障がいのある人においては「いずれも知らない」がいずれも5割近くを占めて多くなっています。

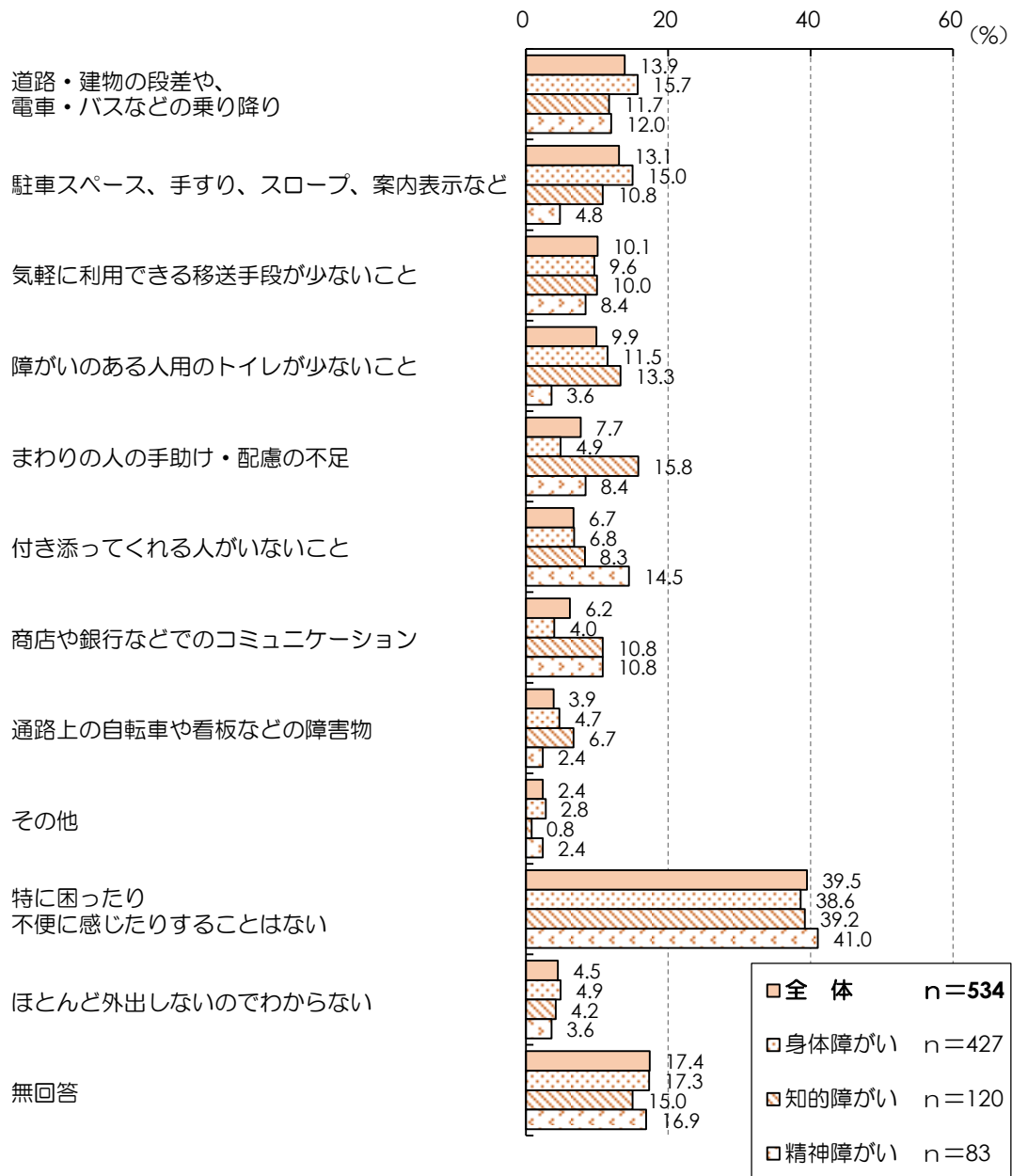
④ コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいこと



コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいことは、知的障がい・精神障がいのある人において「障がいを理解している相談員」が4割以上を占めて多くなっています。精神障がいのある人においては「パソコンや携帯電話への情報提供」が27.7%と、2割を超えて多くなっています。

(3) 外出について

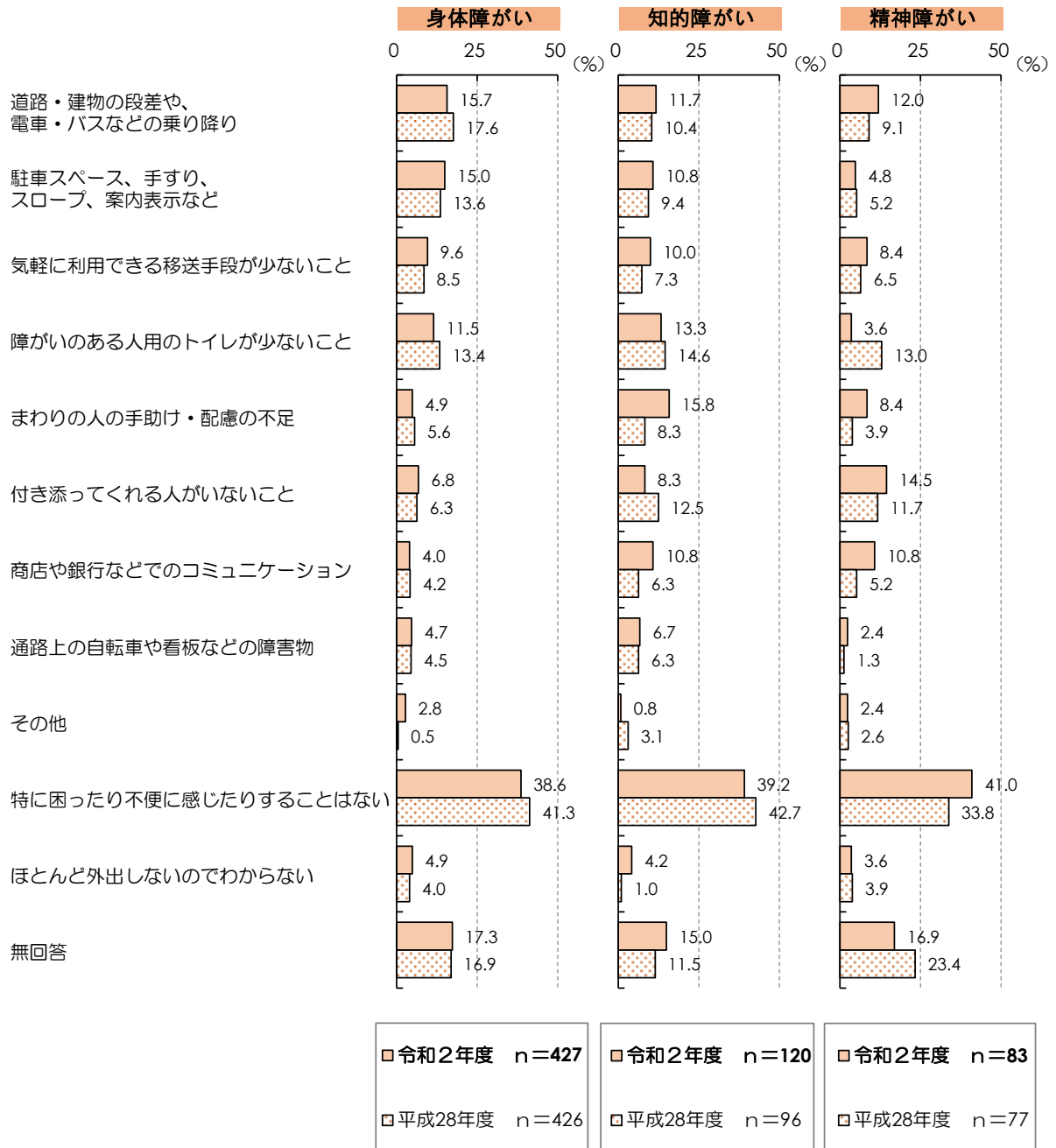
① 外出で困ったり、不便に感じること



外出で困ったり、不便に感じたりすることは、3障がいにおいて「特に困ったり不便に感じたりすることはない」がいずれも約4割と最も高い割合となっています。

具体的に困っていることでは、身体障がいのある人において、「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」「駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など（障がいのある人への配慮不足）」が多くなっています。知的障がいのある人においては「まわりの人の手助け・配慮の不足」が15.8%と多く、身体障がい・精神障がいのある人よりも高い割合となっています。精神障がいのある人においては「付き添ってくれる人がいないこと」が14.5%と多く、身体障がい・知的障がいのある人よりも高い割合となっています。

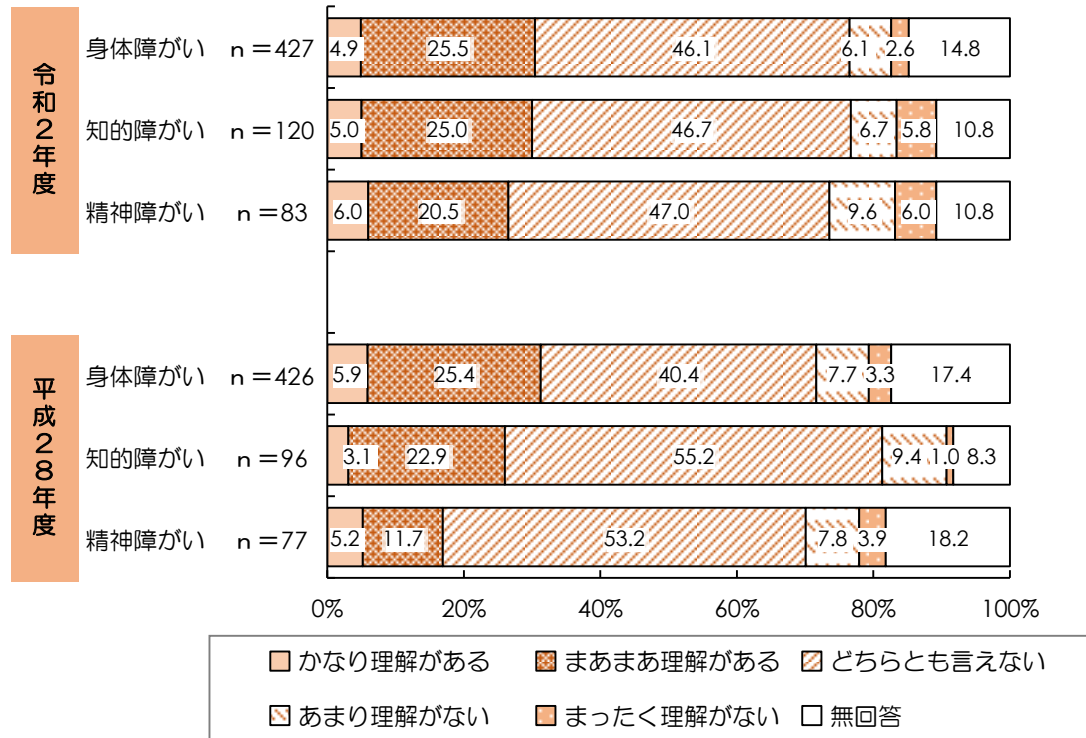
【参考】前回（平成28年度）調査結果



前回の調査結果と比較すると、ほぼ同様の結果となっていますが、知的障がいのある人において「まわりの人の手助け・配慮の不足」の割合が7.5ポイント高くなっています。

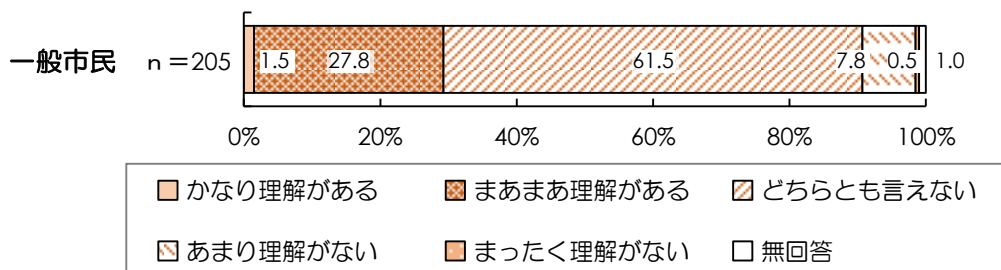
(4) 地域とのかかわり／福祉への関心について

① 障がいのある人に対する市民の理解



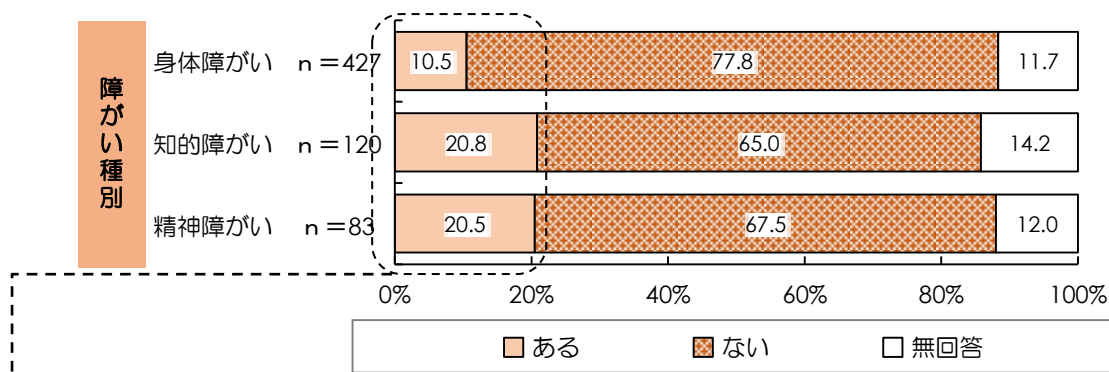
障がいのある人に対する市民の理解では、3障がいにおいて『理解がある』（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）が『理解がない』（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）をいずれも上回っていますが、精神障がいのある人においては『理解がある』が3割未満となっています。

前回調査の結果と比較すると、精神障がいのある人において『理解がある』が9.6ポイント増加しています。



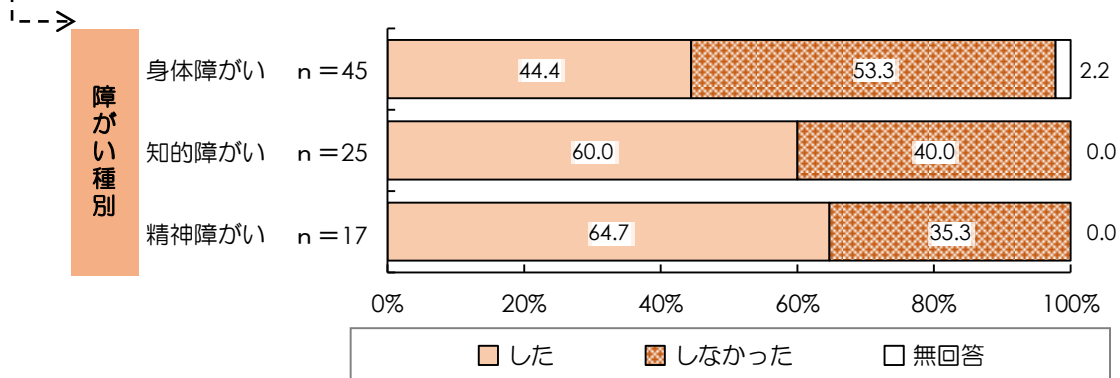
障がいのある方に対する市民の理解は、一般市民において「どちらとも言えない」が6割以上を占めていますが、『理解がある』が約3割と『理解がない』を上回っており、障がいのある人と同様の結果となっています。

② 差別や虐待を受けたことの有無



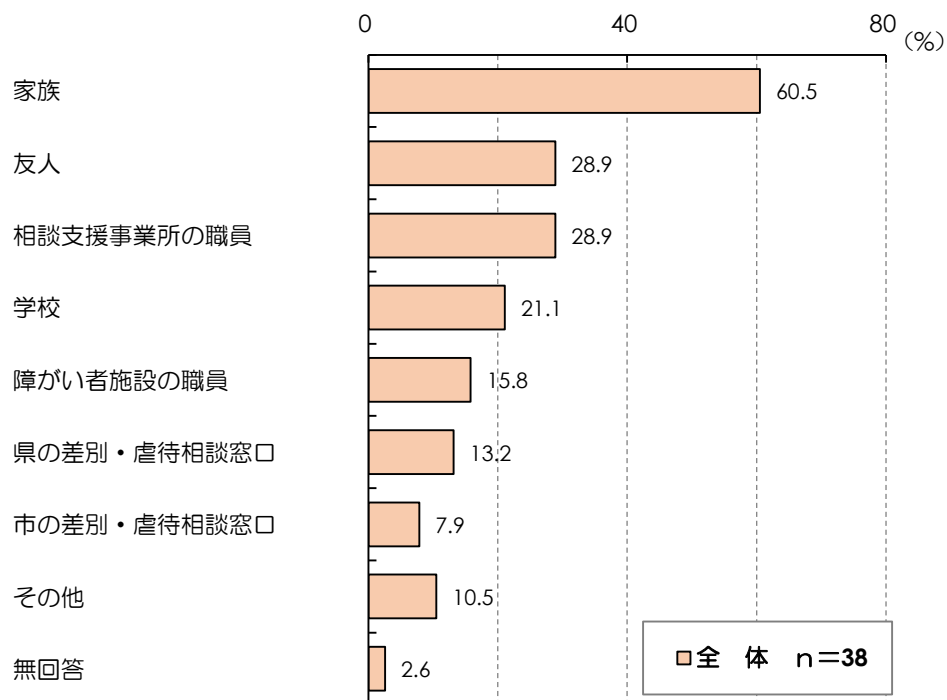
障がい種別では、3障がいにおいて「ない」がいずれも大半を占めていますが、身体障がいのある人において約1割、知的障がい・精神障がいのある人においては約2割が「ある」と回答しています。

③ (差別・虐待を受けたことがある人のみ) 相談状況



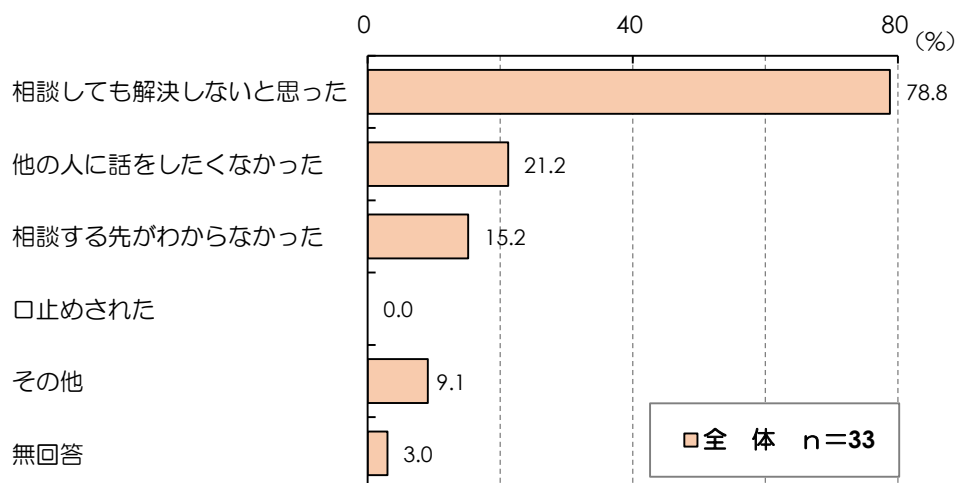
差別や虐待を受けたことについての相談経験は、知的障がい・精神障がいのある人において「した」と回答した人が約6割となっていますが、身体障がいのある人においては4割程度となっています。

④ (相談した人のみ) 相談先



差別や虐待を受けたことについての具体的な相談先は、「家族」が60.5%と最も多く、次いで「友人」「相談支援事業所の職員」がともに28.9%、「学校」が21.1%などとなっており、その他の県や市の相談窓口などはあまり活用されていないことがわかります。

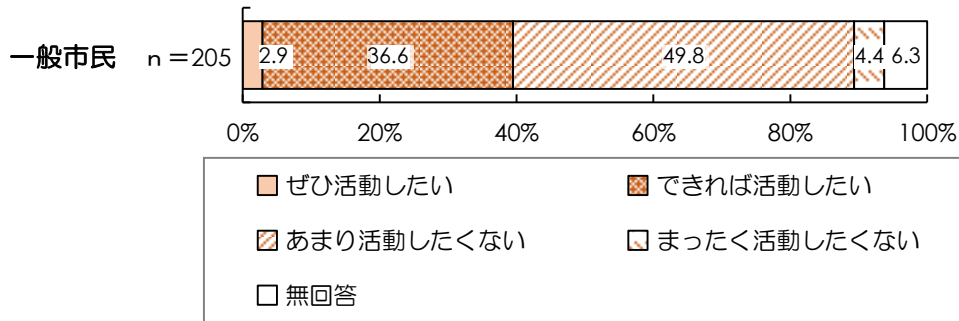
⑤ (相談しなかった人のみ) 理由



どこにも相談しなかった理由は、「相談しても解決しないと思った」が約8割を占めており、「他の人に話をしたくなかった」「相談する先がわからなかった」は約2割程度にとどまっています。

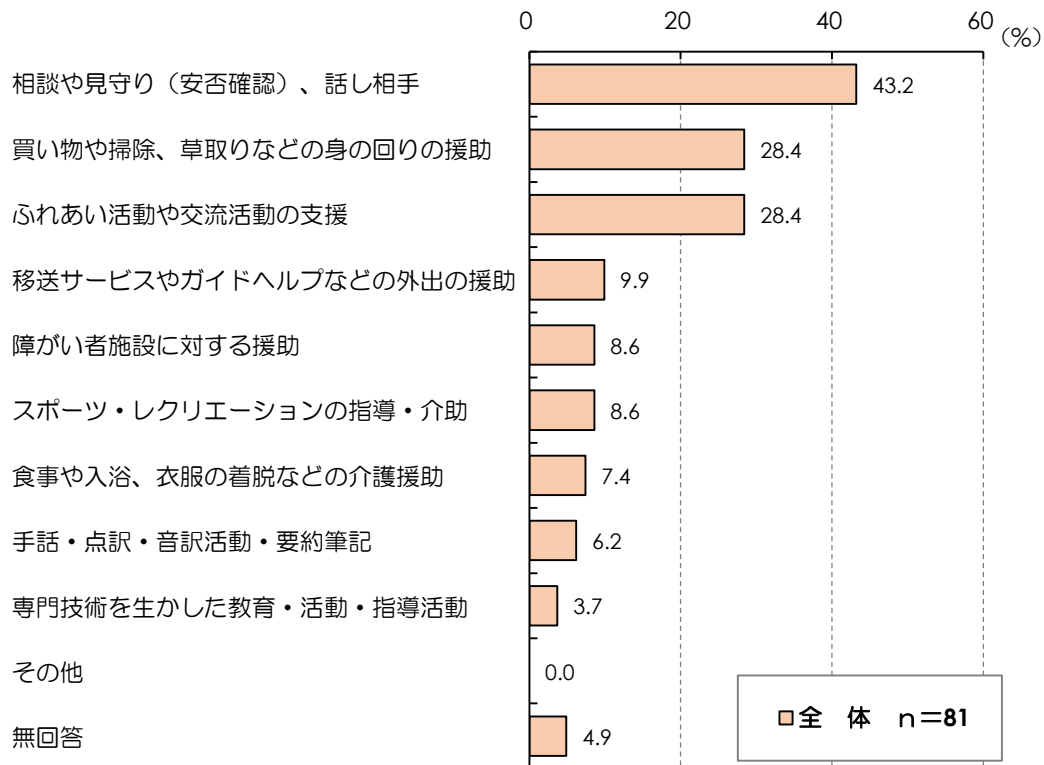
(5) 福祉活動について（一般市民対象調査項目）

① ボランティア活動への今後の参加意向



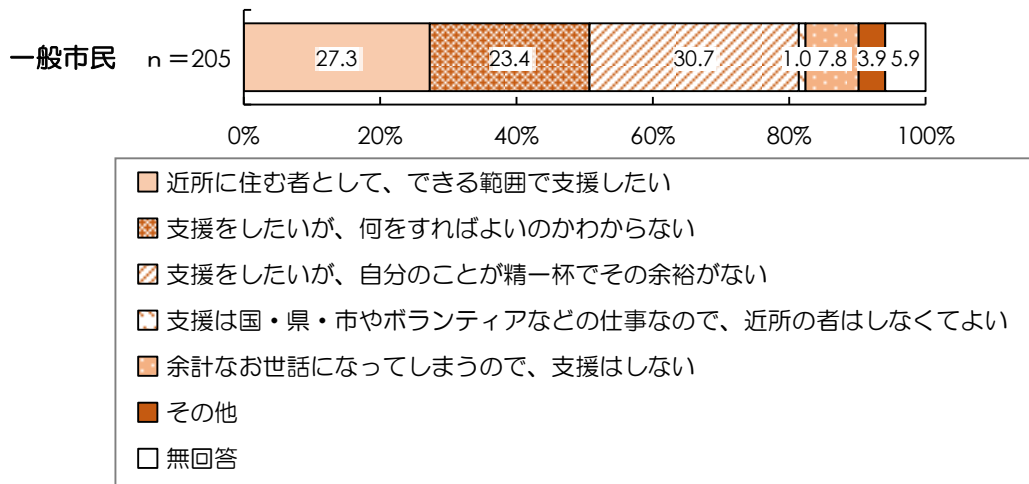
ボランティア活動への参加意向は、『活動したい』（「ぜひ活動したい」＋「できれば活動したい」）が約4割を占めていますが、『活動したくない』（「あまり活動したくない」＋「まったく活動したくない」）が約半数を超え、『活動したい』を上回っています。

② （活動したい人のみ）参加したいボランティア活動の内容



行いたいボランティア活動は、「相談や見守り（安否確認）、話し相手」が43.2%と最も多く、次いで「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」「ふれあい活動や交流活動の支援」がともに28.4%、「移送サービスやガイドヘルプなどの外出の援助」が9.9%などとなっています。

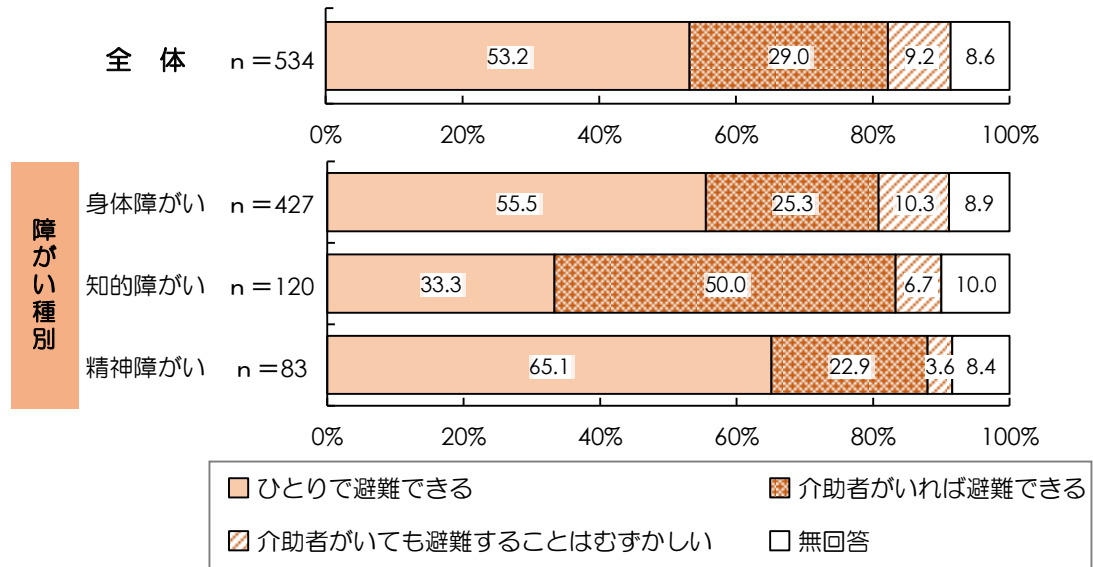
③ 近所の障がいのある方などへの日常的な支援についての考え



近所の障がいのある方などへの日常的な支援についての考えは、「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」が30.7%と最も多く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が27.3%、「支援をしたいが、何をすればよいのかわからない」が23.4%などとなっており、何らかのかたちで『支援をしたい』と考えている人が8割以上を占めています。

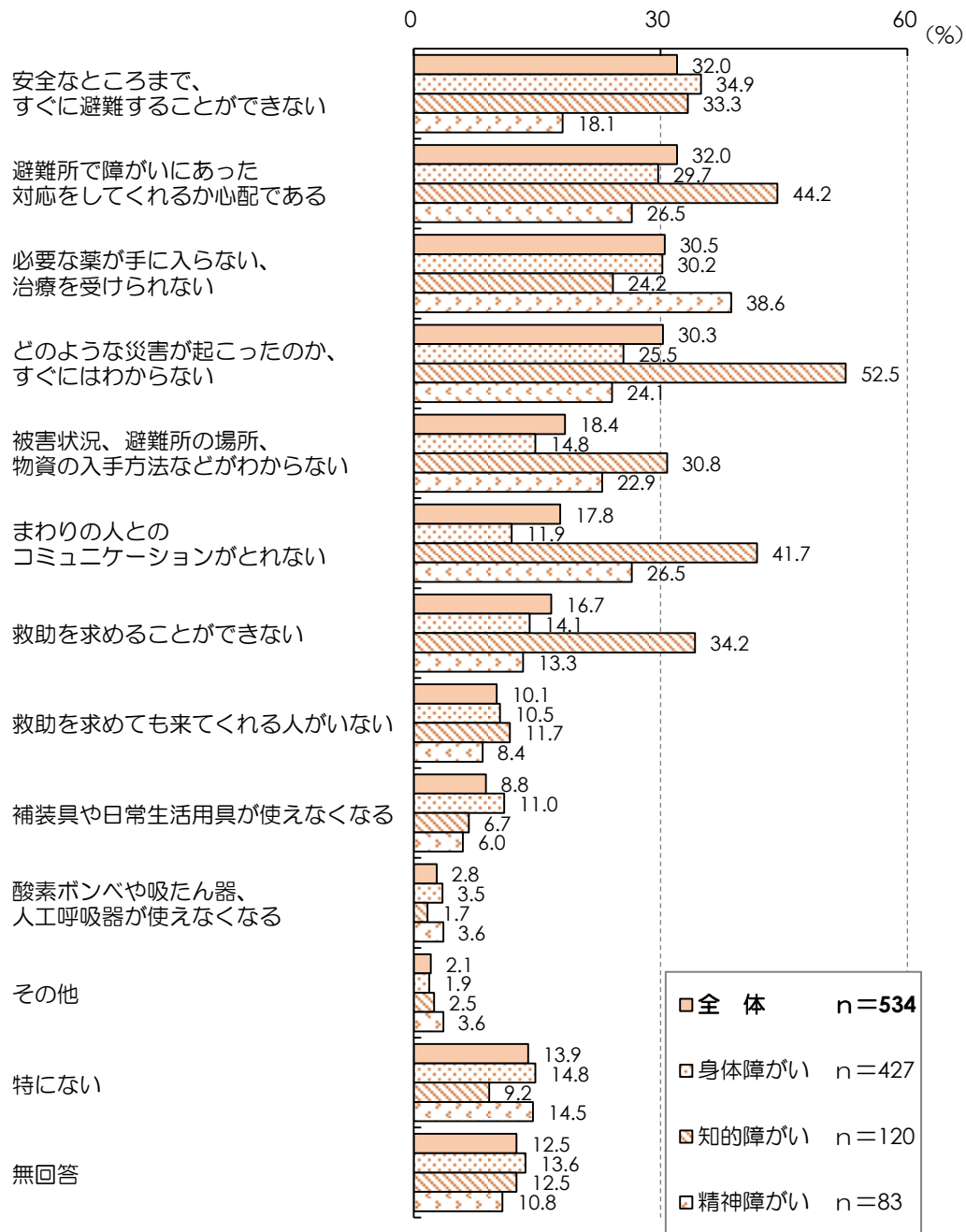
(6) 地震や台風などの災害時のことについて

① 災害時にひとりで避難できるか



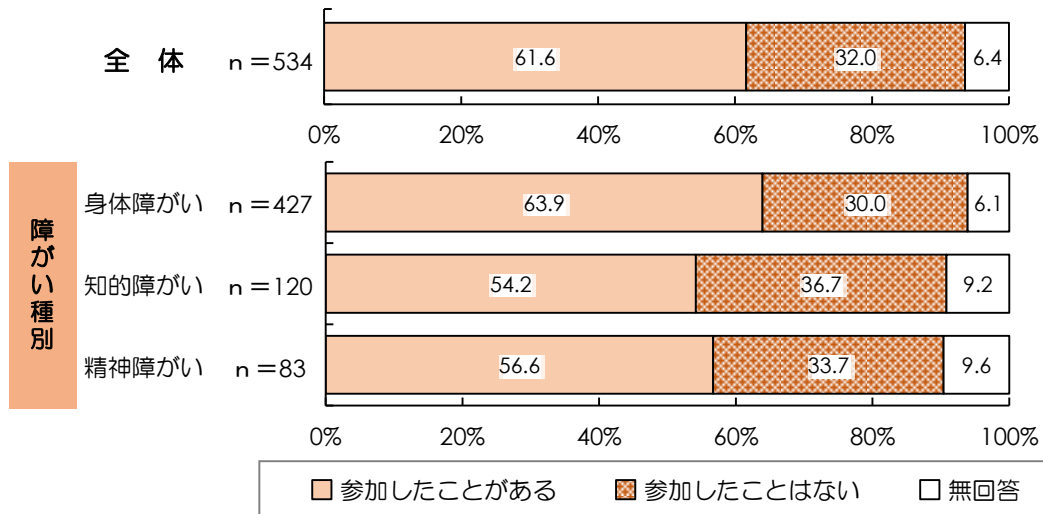
災害時にひとりで避難できるかどうかについては、「ひとりで避難できる」が身体障がいのある人において約半数、精神障がいのある人においては約6割を超えています。知的障がいのある人においては約3割にとどまっています。

② 災害時に困ること



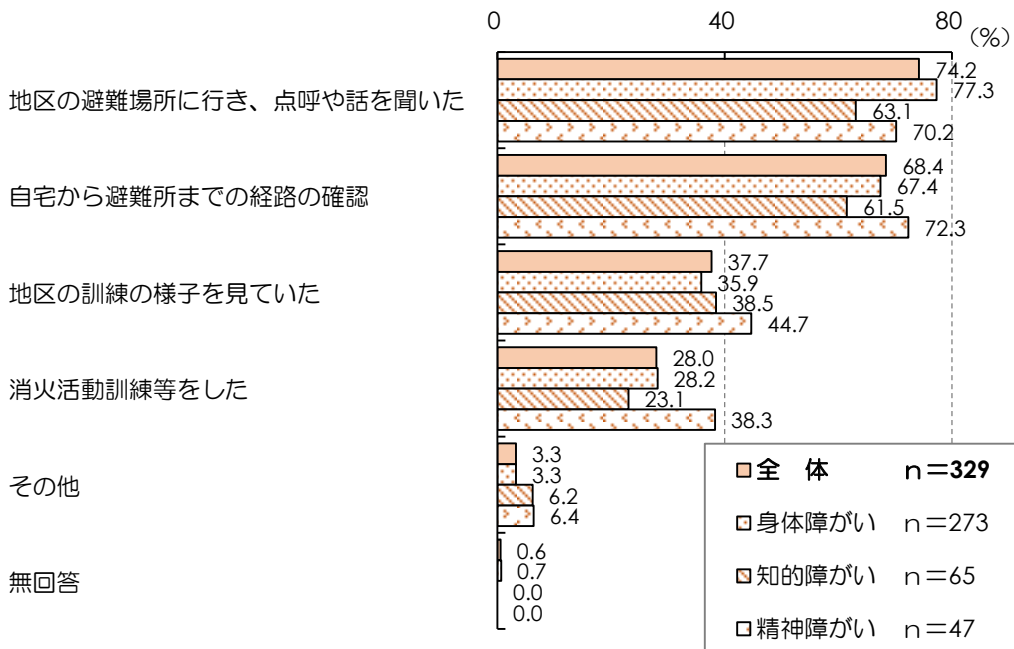
災害時に困ることは、身体障がいのある人において「安全なところまで、すぐに避難することができない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が約3割を占めています。知的障がいのある人においては「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が52.5%と約半数を占めています。精神障がいのある人においては「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が38.6%と約4割を占めています。また、半数を超える項目で、知的障がいのある人の割合が高くなっており、他の障がい種別と比較して災害時への心配が大きいことがわかります。

③ 地域防災訓練への参加有無



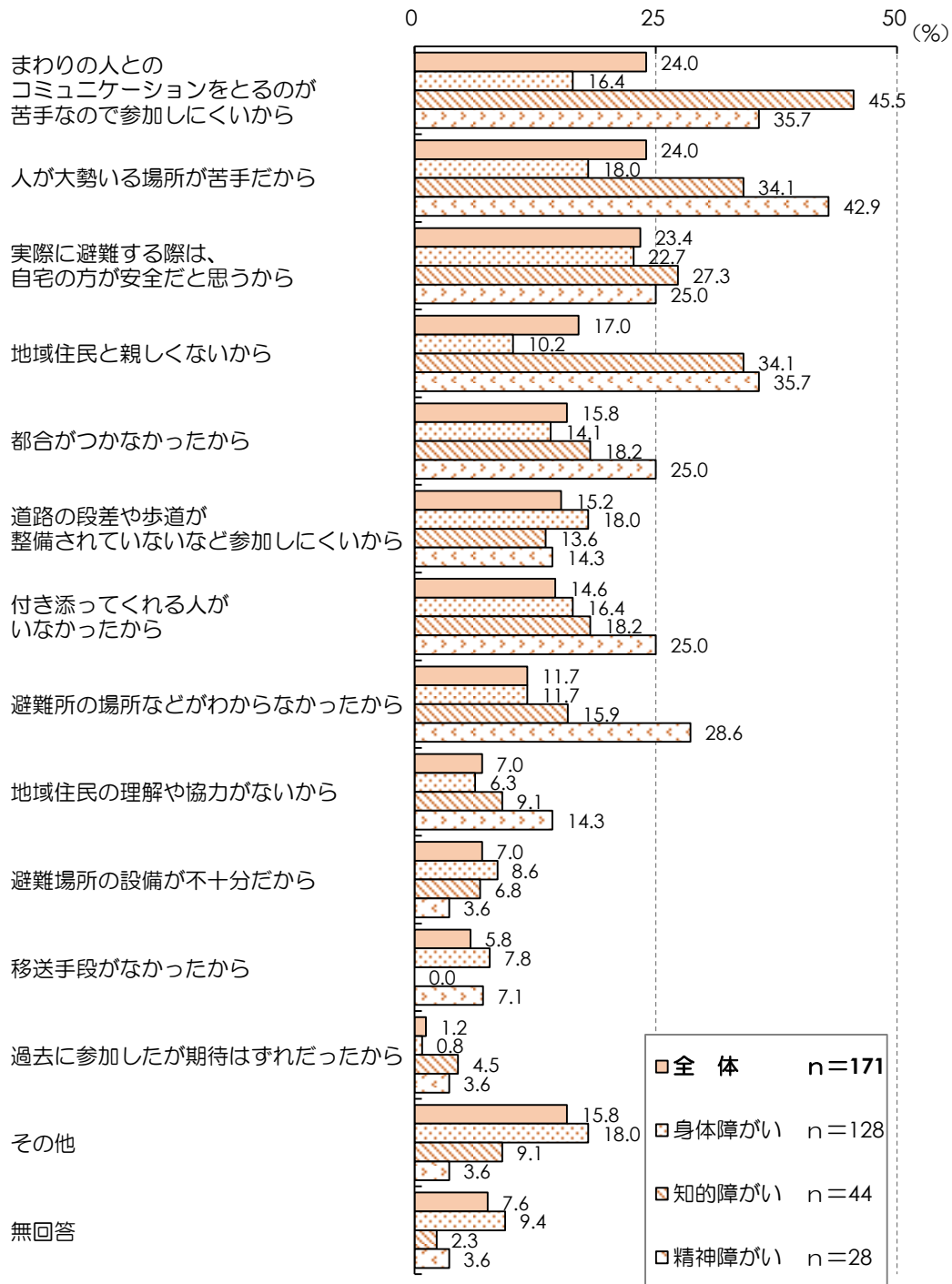
地域防災訓練への参加の有無は、「参加したことがある」が身体障がいのある人において63.9%と、6割を超えて多いのに対し、知的障がい・精神障がいのある人においては約5割にとどまっています。今後は、障がいの有無・種別などにかかわらず、様々な人が参加しやすいような防災訓練の整備が必要とされています。

④ (地域防災訓練に参加したことがある人のみ) 地域防災訓練の内容



参加した防災訓練の内容は、精神障がいのある人において「自宅から避難所までの経路の確認」が72.3%と7割を超えて多く、「消火活動訓練等をした」が38.3%と約4割近くを占めています。一方、知的障がいのある人においては「消火活動訓練等をした」が23.1%と、約2割にとどまっています。

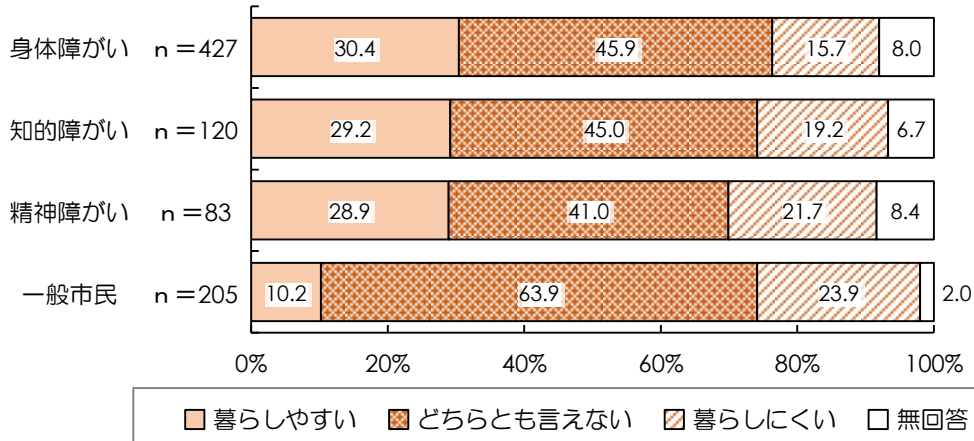
⑤ (地域防災訓練に参加したことがない人のみ) 参加しなかった理由



地域防災訓練に参加しなかった理由は、知的障がいのある人において「まわりの人とのコミュニケーションをとるのが苦手なので参加しにくいから」が45.5%と、4割以上を占めて多く、精神障がいのある人においては35.7%と3割以上を占めて多くなっています。一方、身体障がいのある人においては16.4%と、2割以下にとどまっています。

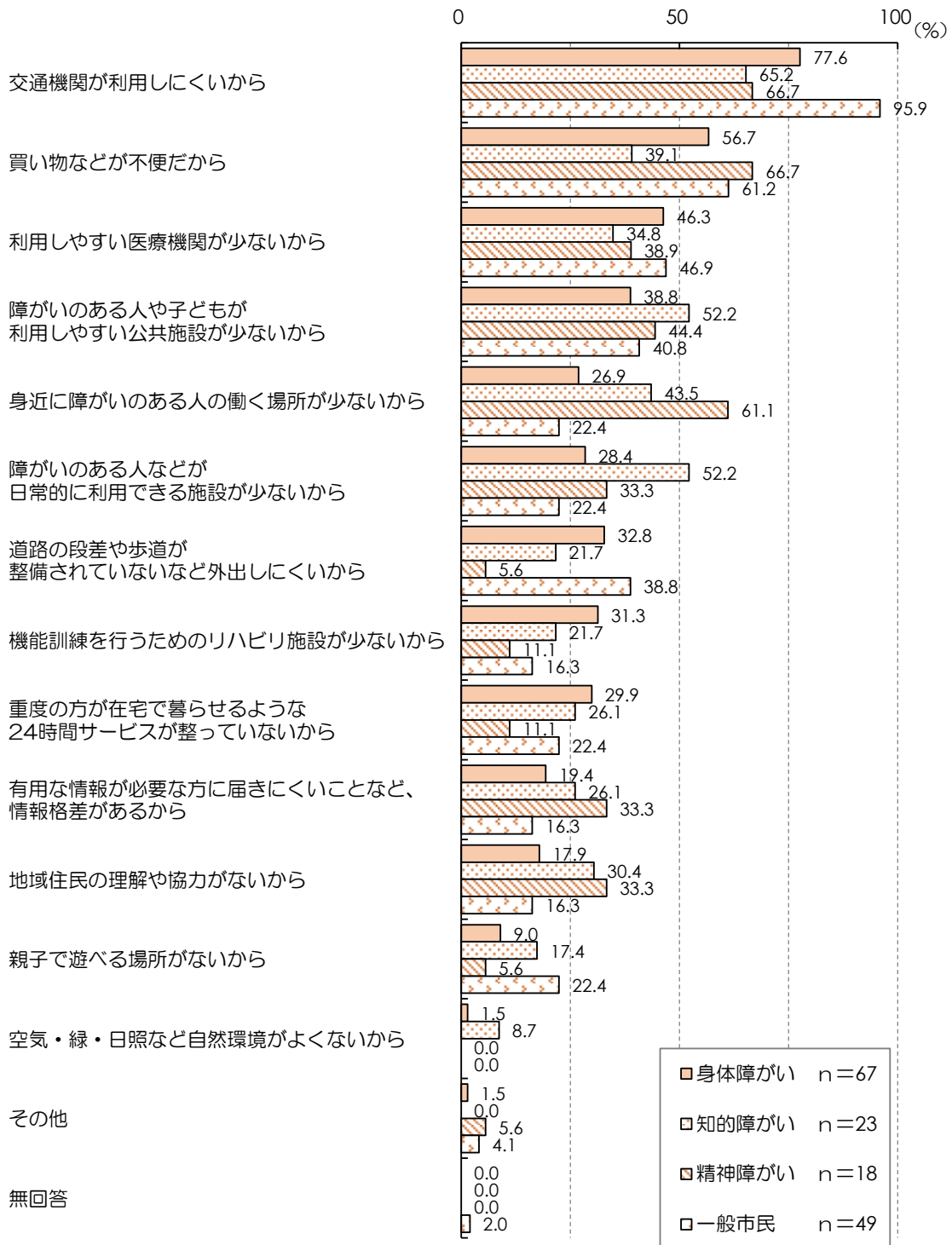
(7) 障がいのある方の福祉施策について

① 牧之原市での高齢者・障がいのある人・子どもの暮らしやすさ



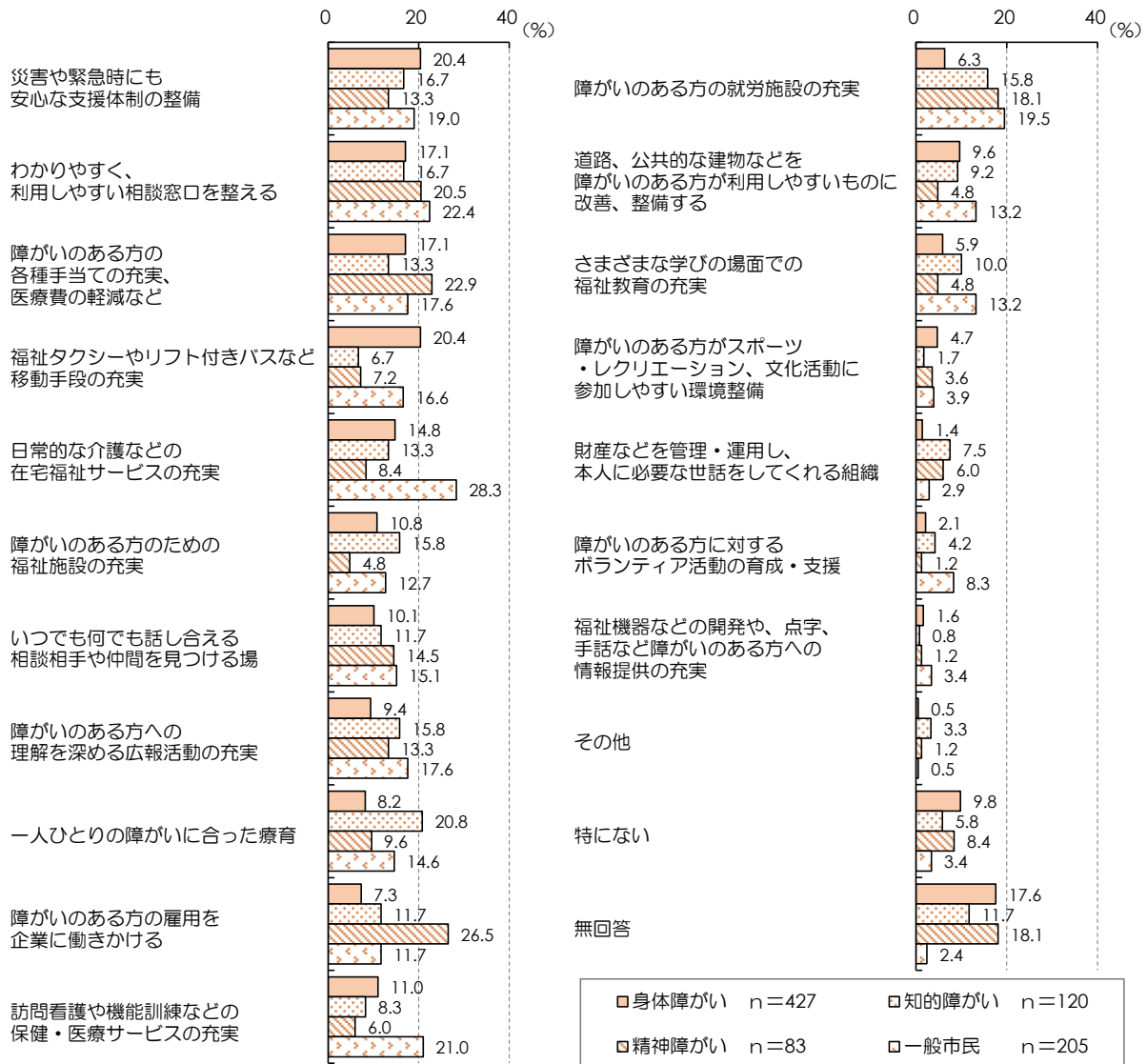
牧之原市は暮らしやすいまちだと思うかについては、障がいのある人・一般市民においていずれも「どちらとも言えない」が最も多くなっています。また、障がいのある人においては「暮らしやすい」がいずれも約3割を占め、「暮らしにくい」を上回っています。一方、一般市民においては「暮らしにくい」が約2割を超え、「暮らしやすい」を上回っています。

② (暮らしにくいと回答した人のみ) 暮らしにくいと思う理由



暮らしにくいと思う理由は、障がいのある人・一般市民において「交通機関が利用しにくいから」がいずれも最も高い割合を占めており、一般市民においては95.9%となっています。次いで、身体障がい・精神障がいのある人・一般市民においては「買い物などが不便だから」が多く、知的障がいのある人においては「障がいのある人や子どもが利用しやすい公共施設が少ないから」「障がいのある人などが日常的に利用できる施設が少ないから」がともに52.2%と多くなっています。

③ 暮らしやすくなるために特に充実を望むこと



暮らしやすくなるために、特に充実を望むことは、身体障がいのある人において「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」、知的障がいのある人においては「一人ひとりの障がいに合った療育」、精神障がいのある人においては「障がいのある方の雇用を企業に働きかける」、一般市民においては「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」が最も多くなっています。障がいのある人においては、各障がいに適したサービスや雇用体制に対する充実が求められる一方、一般市民においては在宅福祉サービスや各種相談窓口の整備などが求められています。

**第6期牧之原市障がい福祉計画
第2期牧之原市障がい児福祉計画**
(令和3年度～令和5年度)

発行：令和3年3月
編集：牧之原市福祉こども部社会福祉課
〒421-0422 静岡県牧之原市静波991番地1
TEL：0548-23-0072 FAX：0548-23-0099
E-Mail：fukushi@city.makinohara.shizuoka.jp